

中津川市の環境

令和3年度版
(令和2年度実績)



中津川市

目 次

第1章 中津川市の概況

第1節 中津川市の概況

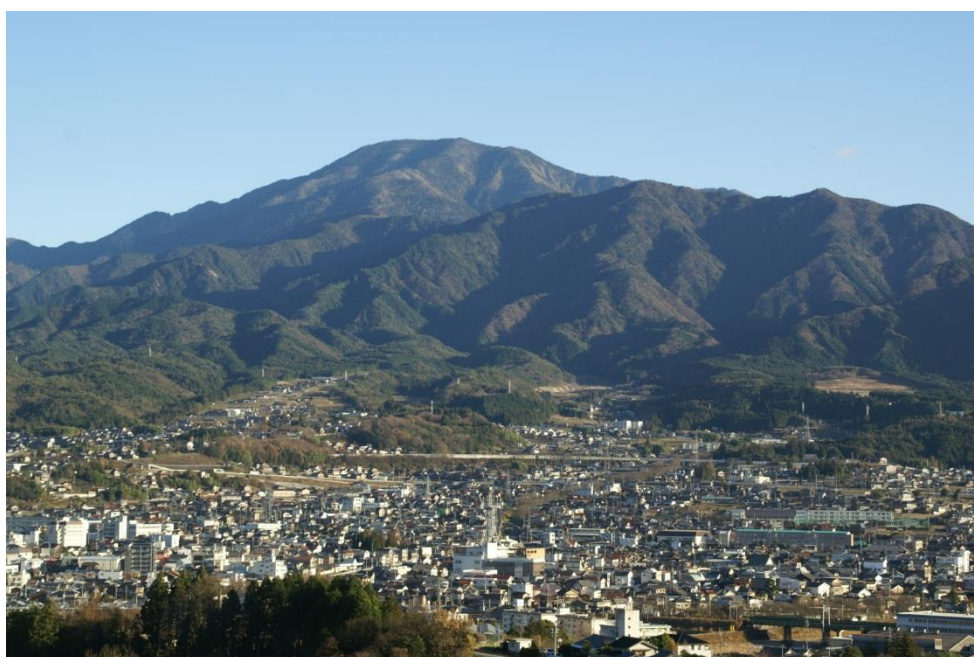
1. 市の位置と地勢	1
2. 市内の気象	2
3. 人口・世帯数	2

第2章 中津川市の環境の現状

第1節 中津川市の環境の現状

1. 大気環境	3
2. 水環境	11
3. 騒音	25
4. 振動	31
5. 悪臭	33
6. 公害苦情	34
7. リサイクルと廃棄物	35

第1章 中津川市の概況



恵那山と中津川市街地

第1節 中津川市の概況

1. 市の位置と地勢

中津川市は、岐阜県の東南端に位置し、東は木曾山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を東西に木曾川が流れる風光明媚なまちです。岐阜県内6番目に広い市で、恵那山をはじめとする山々の懷に抱かれた、自然豊かなまちです。

古くは中山道の宿場町として栄え、明治中期から昭和初期にかけて市内に主要工場が立地するなど工業の歴史も古く、近年では、中核工業団地の完成により、多数企業も立地し、商工業都市として成長してきました。一方、豊かな自然環境の中で、広大な森林から産出される東濃椴を代表として、優れた農産物などを産する農林業地域でもあり、地場産業の盛んな中山間の中核都市です。

(1) 位置

方位	地名	経度	方位	地名	緯度
極東	阿木丸山	東経 137 度 38 分	極南	阿木三森山	北緯 35 度 21 分
極西	加子母舞台峠	東経 137 度 19 分	極北	加子母三国山	北緯 35 度 48 分

中津川市統計書(令和2年度版)

(2) 標高

区分	場所	海拔
最高地点	恵那山山頂	2,191m
最低地点	和田川と木曾川の合流点	230m

中津川市統計書(令和2年度版)

(3) 広ぼう

東西	南北	面積
28km	49km	676.45km ²

中津川市統計書(令和2年度版)

(4) 主要山岳、主要河川

山岳	標高(m)	現住所	水系	河川名	河川延長(m)
恵那山	2,191	中津川市、長野県阿智村	木曾川	付知川	27,546
小秀山	1,982	中津川市加子母、長野県大滝村	〃	阿木川	16,920
奥三界岳	1,811	中津川市川上・付知町、長野県大桑村	〃	中津川	13,963
富士見台	1,739	中津川市、長野県阿智村	〃	川上川	9,927
焼山	1,710	中津川市、恵那市上矢作町	〃	飯沼川	9,438
三国山	1,611	中津川市加子母、下呂市、長野県大滝村	〃	和田川	9,000
三界山	1,600	中津川市川上・付知町・福岡	〃	千旦林川	6,020
南沢山	1,564	中津川市、長野県南木曾町、阿智村	〃	湯舟沢川	5,668
高時山	1,564	中津川市加子母	〃	狩宿川	5,300
雨乞棚山	1,391	中津川市付知町	〃	外洞川	5,000
二ツ森山	1,223	中津川市福岡	〃	柏原川	5,000
笠置山	1,128	中津川市蛭川、恵那市	〃	四ツ目川	2,618

中津川市統計書(令和2年度版)

(5) 地目別面積

(単位: ha・%)

区分	農用地	森林	原野	道路	水面・河川・水路	宅地	その他	総面積
面積	3,923	53,486	293	2,137	1,496	2,209	4,101	67,645
面積の割合	5.80	79.07	0.43	3.16	2.21	3.27	6.06	100

中津川市統計書(令和2年度版)

2. 市内の気象

中央高地式気候^{*}に属しており、年間を通して降水量が比較的少なく、冬は放射冷却現象等により昼夜の温度差が大きいですが、1年を通じて過ごしやすい土地柄です。

^{*}周囲を標高の高い山地に囲まれた盆地の気候で、年間を通して降水量が少ない。

(1) 年次別気象の概要

区分	気温 (°C)			降水量 (mm)		日数 (日)	
	平均気温	最高気温 (起日)	最低気温 (起日)	最大雨量 (起日)	年間降水量	雨	雪
令和2年	14.4	37.9 (8月16日)	-6.3 (2月7日)	129.5 (7月11日)	1,919	130	9
令和元年	14.5	36.3 (8月1日)	-6.6 (1月1日)	64.5 (7月18日)	1,595	118	0

中津川市統計書(令和2年度版)

(2) 月別日照時間

(単位: 時間) 注: 日界は0~24時

	1日 平均	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R2	5.3	1,947.8	100.9	151.0	164.6	236.4	200.0	160.6	64.5	249.9	140.3	151.2	177.8	150.6
R元	5.5	2,016.8	161.6	163.2	158.3	191.2	261.4	173.5	102.1	190.6	187.4	133.7	181.2	112.6

中津川市統計書(令和2年度版)

3. 人口・世帯数

平成7年の国勢調査時の人口 85,387 人をピークに人口は減少傾向にあります。また、年齢区分においても、15歳未満の比率は低下し、65歳以上の高齢者比率は高くなっており、高齢化が進んでいることがわかります。

(1) 地区別人口・世帯数

(令和2年4月1日現在 単位: 世帯・人)

地区	世帯数	人口	1世帯 当り人員	地区	世帯数	人口	1世帯 当り人員
中津川	11,771	27,007	2.29	坂下	1,713	4,438	2.59
苗木	2,492	6,354	2.55	川上	288	756	2.63
坂本	5,282	13,196	2.50	加子母	967	2,710	2.80
落合	1,548	3,777	2.44	付知町	1,922	5,473	2.85
阿木	817	2,149	2.63	福岡	2,369	6,442	2.72
神坂	500	1,320	2.64	蛭川	1,107	3,250	2.94
山口	389	993	2.55	市全体	31,165	77,865	2.50

中津川市統計書(令和2年度版)

(2) 国勢調査

区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	15歳未満 (%)	65歳以上 (%)
令和2年度	29,690	76,570	-	-
平成27年度	28,438	78,883	13.1	31.0
平成7年度		85,387	16.9	19.4

国勢調査 (各年10月1日現在)

(3) 産業別就業人口

製造業では、電気機械器具、自動車関連などのものづくりが盛んな工業都市です。

農林業では、水稻を中心とした農業はもちろんのこと、建築用良材として知られる東濃松の産地として林業・木工業の産業も根付いています。

(単位: 人数・%)

第1次産業 (農林業)	第2次産業 (製造業・建設業)	第3次産業 (サービス業等)	分類不能の産業
2,153 (5.4)	15,860 (39.6)	20,873 (52.0)	1,207 (3.0)

国勢調査 (平成27年)

第2章 中津川市の環境の現状



付知峡

第1節 中津川市の環境の現状

1. 大気環境

(1) 大気汚染の概要

大気汚染は、工場、事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらが要因物質となって大気中の様々な条件により光化学オキシダントなどの新たな物質が生成されることなどによって引き起こされます。

公害対策の進展等により、個々のばい煙や排気ガス等は以前より改善されてきていますが、自動車台数の増加など消費社会の拡充により、汚染物質の排出は引き続き多大な状況となっています。

① 大気汚染に係る環境基準とその評価方法

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準として下に示した表のとおり10の物質について基準が定められています。このうち、5つの物質については、短期的評価と長期的評価の2種類が定められています。

大気汚染に係る環境基準とその評価方法

物質名	環境基準	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。	長期的評価	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が、0.06ppm以下であること。	短期的評価	
ベンゼン (C ₆ H ₆)	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	
トリクロロエチレン (C ₂ HCl ₃)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期敵評価	
テトラクロロエチレン (C ₂ Cl ₄)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	
シクロロメタン (CH ₂ Cl ₂)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	長期的評価	

※1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm(マイクメートル)以下のものをいう。

※3 光化学オキシダントとは、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

※4 pg-TEQ/m³とは、大気1m³当りのダイオキシン類の毒性等量(TEQ:Toxic Equivalent)をピコグラム(pg)で示したものをいう。

(2) 大気汚染測定状況

① 監視測定

大気環境の監視については、岐阜県にて設置管理している中津川測定局(設置場所:中津川市役所)にて常時監視を行っており、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダントの5物質について24時間測定を実施しています。

②大気汚染の現況

[ア]二酸化硫黄(SO₂)

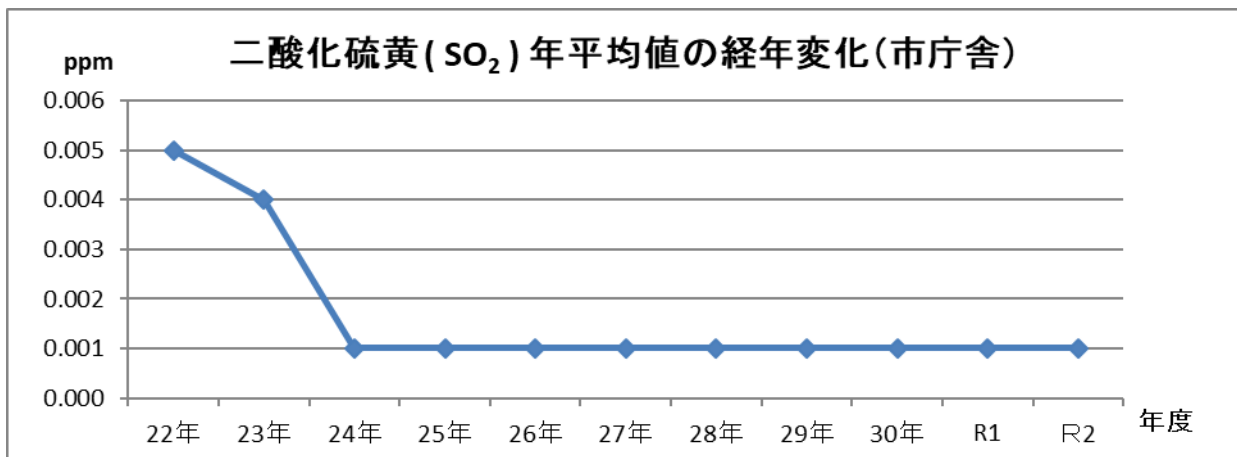
二酸化硫黄は、大気汚染物質の中で代表的な物質であり、主に重油用石油系燃料に含まれる硫黄分を燃焼させることにより発生する無色かつ刺激臭の強い気体です。呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こします。また、酸性雨の原因のひとつでもあり動植物にも被害を及ぼしたりします。

令和2年度の中津川測定局の年平均値は0.001ppmであり、年間を通してほぼ一定の値で、平成24年度以降は同水準を維持しています。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、1日平均並びに1時間値が環境基準を超えた日数はなく、長期的評価も基準値を達成しました。

二酸化硫黄測定結果

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2年度累計
有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	31	363
測定時間数(時間)	716	739	716	740	740	688	740	717	739	740	668	739	8682
平均値(ppm)	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
環境基準超過時間数 (時間値が0.1ppmを超えた時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境基準超過日数 (日平均値が0.04ppmを超えた日数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	0.004	0.002	0.003	0.001	0.007	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.007
1日平均値の最高値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002

資料提供：岐阜県環境管理課



二酸化硫黄の環境基準評価

	測定時間 (時間)	平均値 (ppm)	時間値が0.04ppm を超えた日の有無	日平均値が0.04ppmを 超えた日の有無	環境基準の長期的評価の 適否(適○、否×)
市庁舎	8,682	0.001	無	無	○

※二酸化硫黄に係る環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
 ※ " (長期的評価)：測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

[イ]窒素酸化物 (NOx)

窒素酸化物は、窒素が酸化されて生成される化合物で、燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃焼物中に含まれる窒素酸化物が酸化されてできるものがあり、化石燃料の燃焼により増加します。二酸化窒素は、工場のばい煙や自動車排気ガスに含まれる一酸化窒素が大気中で紫外線の影響を受け、酸素やオゾンと反応し、生成されます。窒素酸化物は、光化学オキシダントの生成反応に関係するだけでなく、硫酸酸化物と同様に、酸性雨の原因ともなっています。

二酸化窒素の令和2年度の年間平均値は 0.006ppm でした。また、環境基準については、長期評価に基づく環境基準値を達成しました。

窒素酸化物測定結果

二酸化窒素 (NO₂)

中津川測定局(令和2年度測定値)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2年度累計
有効測定日数(日)	30	31	26	31	31	28	31	30	31	31	28	31	359
測定時間数(時間)	716	739	688	740	740	684	740	717	739	740	668	739	8,650
月平均値(ppm)	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.006	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006
1時間値の最高値(ppm)	0.026	0.016	0.014	0.013	0.011	0.016	0.019	0.024	0.026	0.032	0.024	0.022	0.032
日平均値の最高値(ppm)	0.009	0.006	0.006	0.008	0.005	0.006	0.01	0.014	0.016	0.017	0.013	0.01	0.017
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

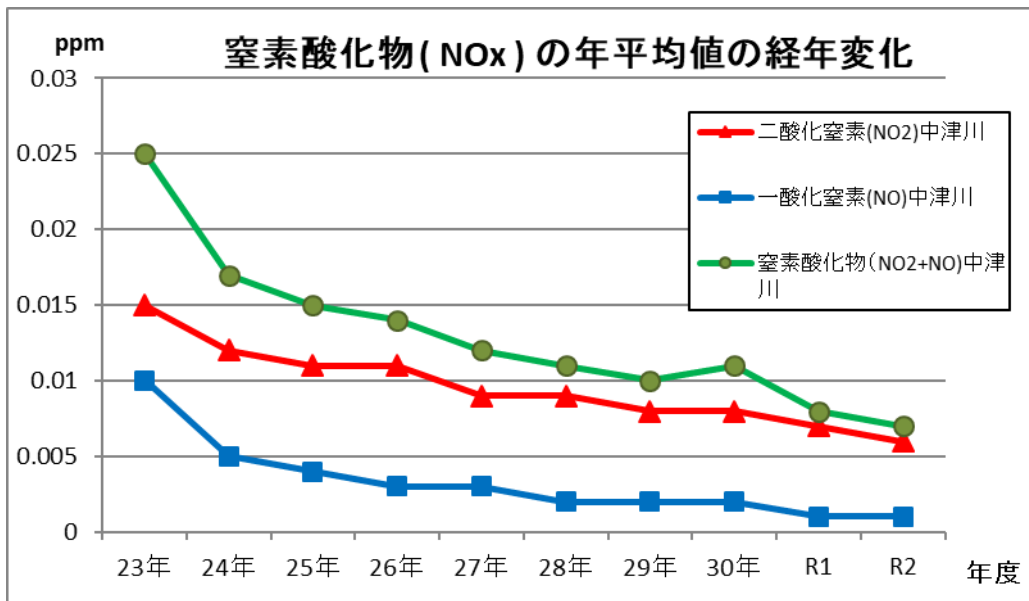
資料提供：岐阜県環境管理課

窒素酸化物年間値の状況(令和2年度)

測定項目	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	1日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)	環境基準の長期的評価の適否(適○、否×)
二酸化窒素(NO ₂)	8,650	0.006	0.032	0	○

※二酸化窒素に係る環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.006ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

※二酸化窒素に係る環境基準の長期的評価：測定時間が年間6,000時間以上あり、1日の平均値の年間98%が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること



[ウ]浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m} = \frac{1}{1000}\text{mm}$) 以下のものをいいます。主な発生原因には、自動車の排ガスや工場から排出されるばい煙に加え、微小な黄砂粒子等も含まれるため、黄砂が観測された日に高い値を示すことがあります。浮遊粒子状物質はかなり小さな粒子なので、大気中に長期間留まり肺や気管に沈着し、呼吸器系の疾患をひき起こすことがあります。

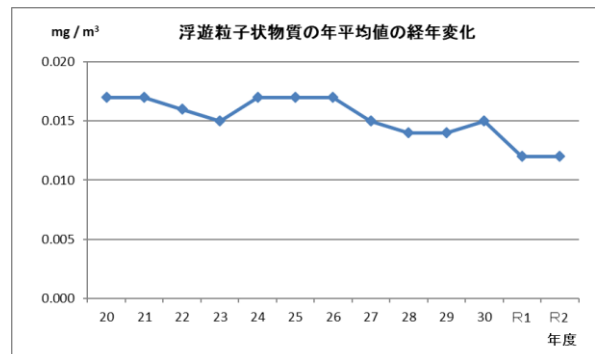
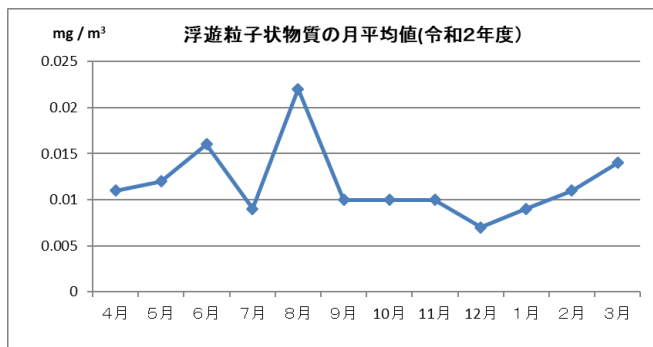
令和2年度の中津川測定局の年平均値は $0.012\text{mg}/\text{m}^3$ であり、県の年平均値 ($0.012\text{mg}/\text{m}^3$) とほぼ同水準でした。なお、最も高かった月平均値は8月の $0.022\text{mg}/\text{m}^3$ でした。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数はなく、長期的評価においても環境基準を達成しています。浮遊粒子状物質年平均値の経年変化をみると、近年は横ばいからやや減少傾向にあります。

浮遊粒子状物質測定結果

中津川測定局(令和2年度測定値)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2年度累計
有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	31	363
測定時間(時間)	718	741	719	743	742	684	743	719	743	743	671	742	8708
月平均値(mg/m^3)	0.011	0.012	0.016	0.009	0.022	0.01	0.01	0.01	0.007	0.009	0.011	0.014	0.012
環境基準超過時間数 (1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境基準超過日数 (日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(mg/m^3)	0.061	0.041	0.044	0.059	0.114	0.031	0.029	0.032	0.035	0.054	0.06	0.085	0.114
日平均値の最高値(mg/m^3)	0.023	0.031	0.034	0.02	0.062	0.02	0.019	0.019	0.013	0.027	0.026	0.056	0.062

資料提供：岐阜県環境管理課



浮遊粒子状物質の環境基準評価

	用途地域区分	1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価の適否(適○、否×)
市庁舎	準工業	無	○

※浮遊粒子状物質に係る環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

※ (長期的評価)：測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

[エ]微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子で、前述の浮遊粒子状物質よりも小さなものを指します。主な発生要因は、ディーゼルエンジンや工場等での燃料の焼却のような人工物や、火山や土壌に由来する天然物などからの一次粒子（粒子の形で大気中に排出されたもの）と、ガス状で排出された大気汚染物質が、大気中でSOxやNOxへ化学反応することで粒子化する二次粒子があります。微小粒子状物質はとて小さいため、肺の奥等に入り込みやすく、より人体への影響が大きいと考えられています。

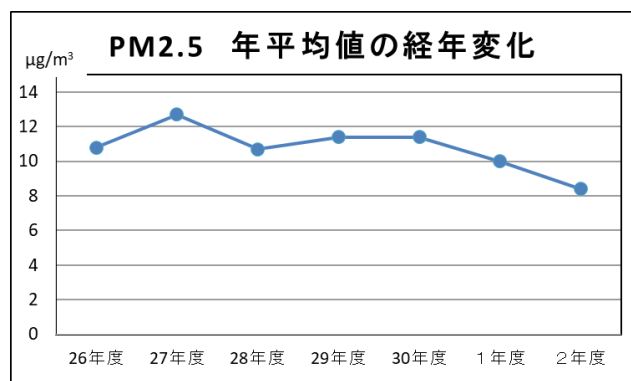
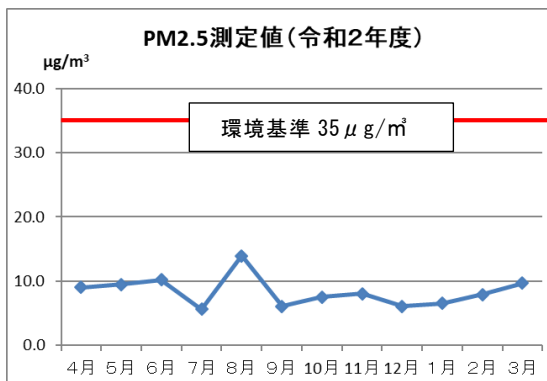
岐阜県では、平成26年から新たに中津川市内で測定所を設け、12月から定期観測を開始しました。令和2年度の平均値は $8.4\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の最高値は8月の $40.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ と、年平均値は減少傾向にあるものの、環境基準値を上回った日が1日ありました。

中津川測定局(令和2年度測定値)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2年度累計
有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	31	363
平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	9.0	9.5	10.2	5.6	13.9	6.1	7.5	8.0	6.1	6.5	7.9	9.7	8.4
日平均値の最高値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	18.4	23.7	22.9	12.8	40.7	12.8	13.1	15.0	11.0	16.2	17.9	32.9	40.7
日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

資料提供：岐阜県環境管理課

※微小粒子状物質に係る環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。



[オ]光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、工場等や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光線による光化学反応で二次的に生成される酸化性物質の総称で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右されます。

「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく注意報は、平成22年度以降は当地区では、発令されていません。なお、注意報が発令したとして、直ちに健康に被害が生じるわけではないですが、高濃度だと目やのどの粘膜を刺激するため、被害を未然に防ぐため、屋外での激しい運動を避け、出来るだけ屋内で過ごすなどの注意をとることが必要です。また、目やのどに痛みを感じるなどの症状を感じたら、目の洗浄やうがい等の措置をとる必要があります。

令和2年度の中津川測定局の測定結果は、昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値の最高値は0.122ppm（6月）でした。また、環境基準超過時間数は、昨年度の399時間へ321時間と近年減少傾向にありますが、環境基準の達成はできませんでした。特に紫外線が強くなる4月から9月にか

けて、環境基準を超える傾向にあります。また、1日における濃度の変化については概ね午後2時から午後8時において高い値を示す傾向にあります。当市の発生状況の特徴として、東濃西部地域の数値が高くなり、順次当市の数値が上昇する傾向にあるため、広域的な監視が必要です。令和2年度では、県内16測定局のいずれにおいても、環境基準を達成できていません(県平均55日環境基準超過)。

光化学オキシダント測定結果

中津川測定局(令和2年度測定)

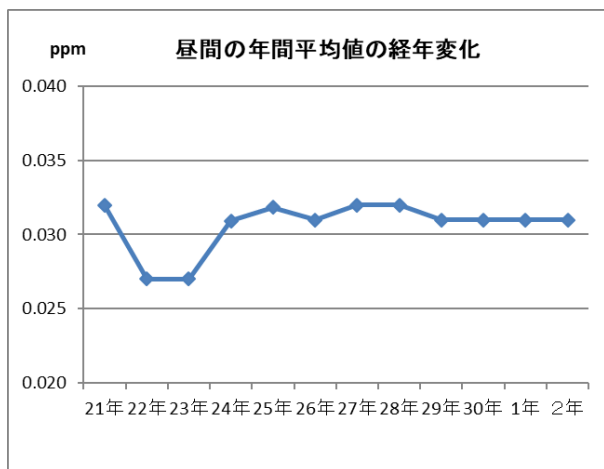
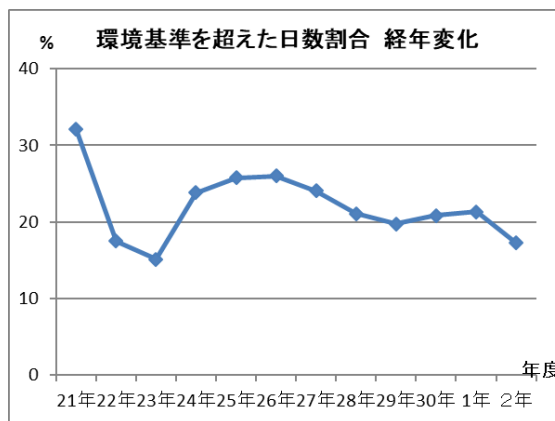
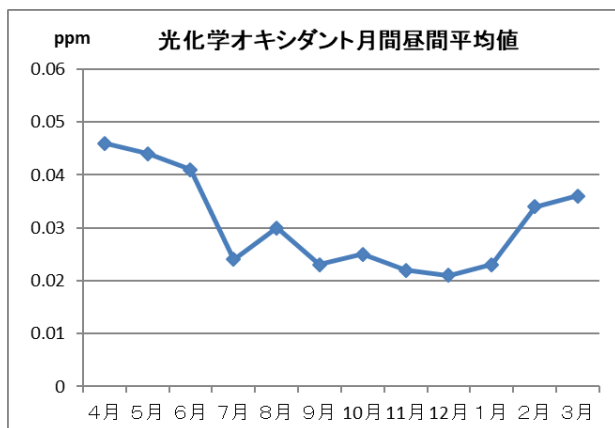
項目	月													2年度 累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数(日)	29	31	30	31	31	28	23	30	31	31	28	31	354	
昼間測定時間数(時間)	444	463	450	465	465	430	349	450	464	465	420	462	5327	
昼間平均値(ppm)	0.046	0.044	0.041	0.024	0.03	0.023	0.025	0.022	0.021	0.023	0.034	0.036	0.031	
環境基準超過日数 (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数)	11	15	13	2	9	1	1	0	0	0	2	7	61	
環境基準超過時間数 (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)	65	87	85	5	30	2	2	0	0	0	11	34	321	
注意報発令基準超過時間数 (昼間の1時間値が0.12ppmを越えた時間数)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.09	0.086	0.122	0.105	0.105	0.074	0.065	0.056	0.043	0.048	0.071	0.072	0.122	

資料提供：岐阜県環境管理課

※昼間は、午前5時から午後8時までをいう。

※光化学オキシダントは、昼間発生する「光化学スモッグ」の発生に関連した指標物質であることから、平均の対象とするサンプルが異なる2種類の平均値があります。

- ①昼間平均値：昼間の15時間に測定された全ての1時間値をサンプルとした平均値
- ②昼間の日最高1時間値の平均値：1日(昼間)の1時間値の最高値のみをサンプルとした平均値



光化学オキシダントの環境基準評価

測定場所	昼間の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(割合)	環境基準の適否(適○、否×)
市庁舎	0.031	61日(17.0%)	×

※光化学オキシダントの環境基準：1時間値が0.06ppm以下(0.06ppmを超えた時間数がゼロ)であること。ただし、午前5時から午後8時までの昼間時間帯についての評価

光化学オキシダントの予報及び注意報発令記録

年 度	発令月日	予報		注意報	
		時刻	最高濃度	時刻	最高濃度
H20	5月23日			15時～19時	0.125ppm
	6月17日	14時～17時	0.112ppm	発令なし	
H21	5月12日	15時～	0.106ppm	発令なし	
	6月27日			15時～	0.148ppm
H22～H30	当地区（恵那・中津川地域）には発令なし				
R1	5月27日	12時～	0.101ppm	発令なし	
R2	当地区（恵那・中津川地域）には発令なし				

※注意報発令基準：1時間値の平均値が0.12ppm以上となった場合。
但し時間帯(日没後等)や1時間値の終わりの値が0.12ppmを下回っているときには、注意報は発令されない場合もある。

[カ]風向、風速

市庁舎測定局における風向は、前年度と比較してほぼ同様の傾向で、年間を通じて主に南から西の風向きが多くなっています。風速は年間を通じて安定して穏やかで、年平均値は0.9m/sでした。また、0.4 m/s以下の無風状態（calm）である日数が最も多く、約34.5%を占めていました。

令和2年度の風速平均値（月別）

月 項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通年
風速平均値(m/s)	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	1.1	1.0	0.9
最多風向 (16方位)	W 西	W 西	S 南	SSW 南南西	S 南	S 南	S 南	S 南	SSW 南南西	SW 南西	WSW 西南西	W 西	S 南

③大気汚染防止対策

大気汚染の未然防止と生活環境の保全を図るため、市環境保全条例に基づき、市内のばい煙発生施設設置工場等にて自主測定結果等の確認をするとともに、ばい煙発生施設の維持管理の徹底等について指導を行いました。

また、「公害防止協定」を締結している工場等については、各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

冬期は工場等や家庭などでの暖房機器使用と、地表付近に汚染物質を含んだ空気が留まる冬特有の気象条件により大気汚染が進む傾向があるため、12月の「大気汚染防止月間」には、ばい煙発生施設設置工場等に対し、ばい煙発生施設の保守点検による良好状態の保持、最良な運転管理による汚染物質の抑制、低硫黄燃料の使用などについて協力要請を行いました。

(3) 空間放射線の測定

空間放射線量の測定を平成 24 年度から市内 6 地点にて実施しています。これまでの結果、測定したいずれの地点とも健康に影響のない値です。

空間放射線量等測定の状況

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{時間}$)

	市役所	加子母総合事務所	北消防署	阿木事務所	馬籠	坂本北部
平成 27 平均値	0.10	0.09	0.12	0.08	0.07	0.08
平成 28 平均値	0.09	0.08	0.11	0.07	0.07	0.08
平成 29 平均値	0.10	0.09	0.11	0.07	0.08	0.08
平成 30 平均値	0.09	0.09	0.11	0.07	0.07	0.08
令和 1 平均値	0.07	0.09	0.10	0.09	0.07	0.08
令和 2 平均値	0.08	0.09	0.10	0.09	0.07	0.08

※国際放射線防護委員会 (ICRP) が 2007 年に示した勧告では、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、「一般公衆」が 1 年間に浴びてよい被曝限度量は $1\text{mSv}/\text{年}$ とされています。1 時間当たりの数値に換算すると「 $0.19\mu\text{Sv}/\text{時間}$ 」となります。

※ μSv : シーベルト (sievert) とは、生体の被ばくによる生物学的影響の大きさ (線量当量・等価線量) を表す単位。 mSv (ミリシーベルト、 10^{-3}Sv) や μSv (マイクロシーベルト、 10^{-6}Sv) などと用いられる。

2. 水環境

(1) 水質汚濁の概要

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものです。

河川などの公共用水域の水質汚濁は主に工場等からの産業系排水と、一般家庭からの生活系排水、山林・農地等からの有機物等のその他に分類されます。河川等の自浄作用能力を超えたときに汚濁として現われます。

産業系排水は、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例の規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、令和2年度の汚濁負荷量（COD）は、昭和54年度を1としたとき0.40にまで減少しています。一方、生活系排水については、下水道や浄化槽（合併処理浄化槽）の整備の進展に伴い汚濁物質の総量は減少し、昭和54年を1としたとき0.39にまで減少しています。令和2年度の汚濁負荷量に占める割合は、生活系排水が31.8%と、産業系排水が30.6%でした。（岐阜県環境管理課調べ 参照：令和3年岐阜県環境白書P.76）し尿を単独処理浄化槽や汲み取りで処理している場合は、生活系排水のほとんどが未処理で河川に放流されているため、水質保全の上で、その対策が重要な課題となっています。

市内の公共用水域の水質汚濁状況の把握（環境基準達成状況等）及び水質保全のため、市では16河川の水質調査及び中津川で流量流速調査・底質調査を実施しました。なお、岐阜県環境管理課においても、中津川市内で6河川8地点の水質調査の実施がありました。（県・市合わせて19河川24地点の調査を実施）

河川水質調査地点一覧

	水域名	測定地点	測定主体	
1	木曽川	美恵橋	市	県
		落合ダム		県
2	子野川	木曽川合流前	市	
3	四ツ目川	中津川合流前	市	
4	淀川	中津川合流前	市	
5	後田川	中津川合流前	市	
6	小淀川	中津川合流前	市	
7	黒川谷	付知川合流前	市	
8	柏原川	付知川合流前	市	
9	狩宿川	付知川合流前	市	
10	阿木川	親水公園前	市	
		阿木川ダム		県
11	白川（加子母川）	下中島橋下	市	
12	千旦林川	木曽川合流前	市	
13	和田川		市	
14	外洞川	木曽川合流前	市	
15	川上川	木曽川合流前		県
16	湯舟沢川	落合川合流前	市	
17	落合川	木曽川合流前		県
18	中津川	上流		県
		下流	市	県
19	付知川	木曽川合流前		県

①環境基準の適合状況

環境基本法第16条に基づき、公共用水域に係る水質の汚濁に係る環境基準について「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」として、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められています。

i) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

健康保護項目については、全公共用水域に一律に適用される基準値（27項目）が定められており、直ちに達成されるべきものとされています。木曾川・阿木川・白川・子野川・小淀川・四ツ目川・淀川・後田川・千旦林川・狩宿川・和田川・川上川・落合川の13河川において採水し分析した結果、すべての地点で環境基準に適合していました。

※小淀川では1.1.1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3種類のみを調査

※川上川・落合川は岐阜県にて実施

人の健康の保護に関する環境基準

健康保護項目	基準値	健康保護項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
		1.4-ジオキサン	0.05mg/L以下

※有害物質による公共用水域等の汚染に適切に対応するため、令和3年10月7日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和3年10月環境省告示第62号）にて、六価クロムの基準値が現行の「0.05 mg/L 以下」から「0.02 mg/L 以下」と見直しがなされ、告示改正がありました（施行期日：令和4年4月1日）。

ii) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

生活環境項目は、河川の利用目的等により各水域にA AからEまでの類型を指定し、類型ごとに5項目について基準値が定められています。

中津川市域で水域類型指定されている7河川をはじめとした18河川において測定を実施しました(うち川上川、落合川の2河川は岐阜県にて実施)。

溶存酸素量(DO)は全ての水域で環境基準を達成しましたが、落合川の一部の水素イオン濃度(PH)、中津川下流の浮遊物質(SS)および生物化学的酸素要求量(BOD)にて環境基準を達成できませんでした。また大腸菌群数の環境基準適合率は40.0%と前年度(41.3%)を下回りました。

市内の環境基準水域類型指定の状況

河川名	延長(km)	環境基準水域類型指定	達成期間 (※)	指定年月日
木曾川	2,312.9	A A (落合ダムより上流) A (落合ダム~犬山頭首工)(※)	イ ロ	S45.9.1 "
白川	30.1	A A (全域)	イ	H12.3.31
阿木川	16.9	A (恵那大橋より上流)(※)	イ	S50.9.12
付知川	27.6	A (全域)	イ	S50.9.12
中津川	14.0	A (中川橋より上流) C (中川橋より下流)	イ イ	S50.9.12 H20.6.13
落合川	3.7	A (全域)	イ	S50.9.12
川上川	9.9	A (全域)	イ	S50.9.12

- ※ イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的すみやかに達成
 ※ 犬山頭首工：木曾川の岐阜県・愛知県境にある用水取水口
 ※ 恵那大橋：恵那市内の阿木川に係る国道19号の橋

BODに係る環境基準達成状況

水域名	測定地点名	類型指定	環境基準 (mg/l)	令和2年度			令和元年度		
				75%評価		75%評価	75%評価		75%水質値
				m/n	達成状況	mg/l	m/n	達成状況	mg/l
木曾川中流	美恵橋	A	2以下	0/8	○	0.60	0/8	○	0.70
木曾川上流	落合ダム	A A	1以下	0/11	○	0.50	0/12	○	0.50
付知川	木曾川合流前	A	2以下	0/11	○	0.50	0/12	○	0.50
阿木川上流	親水公園前	A	2以下	0/4	○	0.50	0/4	○	0.50
阿木川	阿木川ダム	A	2以下	0/4	○	0.90	0/4	○	0.70
落合川	木曾川合流前	A	2以下	0/11	○	0.50	0/12	○	0.50
中津川上流	中川橋	A	2以下	0/11	○	0.50	0/12	○	0.50
中津川下流	木曾川合流前	C	5以下	6/23	×	5.60	3/24	○	3.70
川上川	木曾川合流前	A	2以下	0/11	○	0.50	0/12	○	0.50
白川(加子母川)	下中島橋	A A	1以下	0/4	○	0.70	0/4	○	0.50

- ※1 75%評価：BODの環境基準達成状況は、環境基準地点ごとに年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かにより判断する。(環境庁通達 昭和52年7月1日環水管第52号)
- ※2 m：環境基準超過数 n：測定回数
- ※3 75%水質値：環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により求めた75%水質値を用いる。
 値の求め方：年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べた時に、 $0.75 \times n$ 番目(nは測定回数)にくるデータ値($0.75 \times n$ が整数ではない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる)
- ※4 BODの測定下限限界値は $0.5\text{mg}/\ell$ ですが、環境省通知「報告下限値未達の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。」(「公共用水域水質測定結果の報告について」(平成5年3月29日環水規第51号環境庁水質保全局長通知)に基づく「別表4数値の取扱い方法」)に従い、報告下限値未達($0.5\text{mg}/\ell$ 未達)は $0.5\text{mg}/\ell$ として算出しています。

適合状況

(単位：%)

類型指定	生活環境項目				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA (%)	100 (15/15)	100 (15/15)	100 (15/15)	100 (15/15)	13.3 (2/15)
A (%)	98.3 (59/60)	100 (60/60)	100 (60/60)	100 (60/60)	46.7 (28/60)
C (%)	100 (11/11)	73.9 (17/33)	90.9 (10/11)	100 (11/11)	—
計	98.8 (85/86)	93.9 (92/98)	98.8 (85/86)	100 (86/86)	40.0 (30/75)

※ () 内：(環境基準適合数/検体数)

※浮遊物質 (SS) の環境基準達成状況は、平均値評価 (日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価) で判断する。

生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級/自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級/水産1級/水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級/水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級/工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級/農業用水及びE欄に掲げるもの	6~8.5	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級/環境保全	6~8.5	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

※ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※令和3年10月に、生活環境項目環境基準のうち、よりの確にふん便汚染を捉えるため、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直されました(水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件/令和3年10月環境省告示第62号)。大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌をも含んだ値が検出・測定されると考えられ、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり、簡易な大腸菌の培養技術が確立されていることもあり、よりの確にふん便汚染を捉えることができる大腸菌数への見直しがされた。

環境基準値【河川】

類型	見直し前	見直し後
AA	50MPN/100ml以下	20CFU/100ml以下
A	1,000MPN/100ml以下	300CFU/100ml以下
B	5,000MPN/100ml以下	1,000CFU/100ml以下

大腸菌数に係る基準値については90%水質値のデータ値とする。
大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位)/100mlとする。
施行期日：令和4年4月1日

iii) 水生生物の保全に係る水質環境基準

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物 A、生物特 A、生物 B 及び生物特 B の 4 つの類型を指定し、類型ごとに 3 項目についての基準値が定められています。

県内では平成 21 年度に国が木曾川、長良川、揖斐川の 3 本川 7 水域について指定をし、その後、県において平成 23 年度より順次調査を実施し、調査を終えた河川の類型を指定しています。

水質測定は、県により実施されています。中津川市内の測定地点はありません。

水生生物の保全に係る水質環境基準（河川）

	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール (NP : C ₁₅ H ₂₄ O)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水性生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	1 µg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.6µg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	2 µg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	2 µg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

水生生物の保全に係る類型

河川名	該当類型	達成期間（※）	指定年月日
木曾川上流 （中濃大橋より上流に限る）（※）	生物 A	イ	H21.11.30
川上川	生物 A	イ	H27.3.27
落合川	生物 A	イ	H27.3.27
中津川	生物 A	イ	H27.3.27
付知川	生物 A	イ	H27.3.27
阿木川	生物 A	イ	H27.3.27
白川	生物特 A	イ	H28.3.15

※ イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

※ 中濃大橋：美濃加茂市・可児市の境で木曾川に係る国道 41 号（名濃バイパス）の橋

②河川の状況

市内の主要河川は、市街地地域(中津地区)の中津川、最北部地域(加子母地区)の白川、北部地域(苗木地区・福岡地区・付知地区)の付知川、北東地域(坂下地区、川上地区)の川上川、東部地域(落合地区・神坂地区・山口地区)の落合川、西部地域(坂本地区)の千旦林川、南西部地域(阿木地区)の阿木川、北西部地域(蛭川地区)の和田川であり、それぞれ木曾川に流入しています。ここでは、市で採水したデータを元に各水系のBOD(生物化学的酸素要求量=河川の汚濁度を測る指標)の経年変化を分析しました。

BODとは、水中の汚染物質が微生物によって無機化される時に必要とされる酸素量のことで、この数値が大きいと、水質の汚濁度が高いことを意味します。汚濁が悪化すると、「水が腐る」状態となり悪臭等の発生に繋がっていくと考えられます。

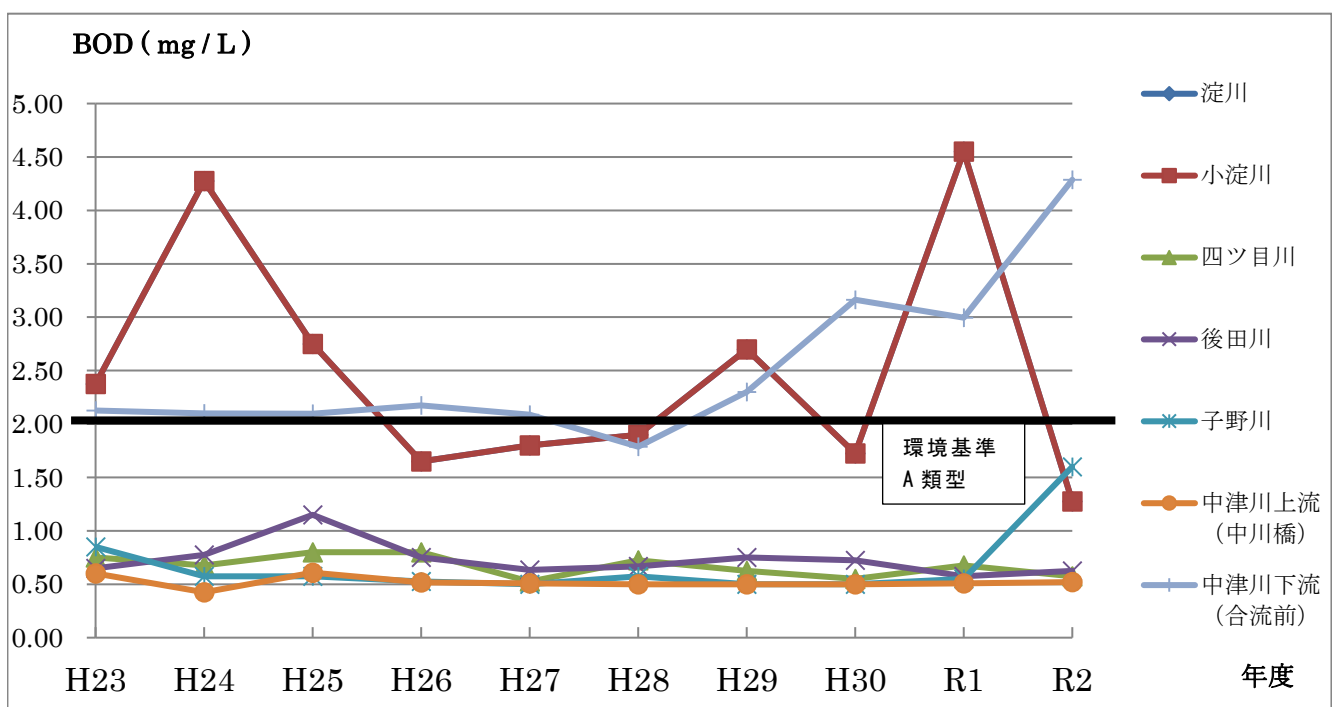
ア) 中津川水系(中津地区)

中津地区には中津川に流れ込む小淀川、淀川、四ツ目川、後田川(前川が合流する。)の4支流があり、中津川は木曾川へ流入しています。また、東部には子野川が流れ、直接木曾川に流入しています。

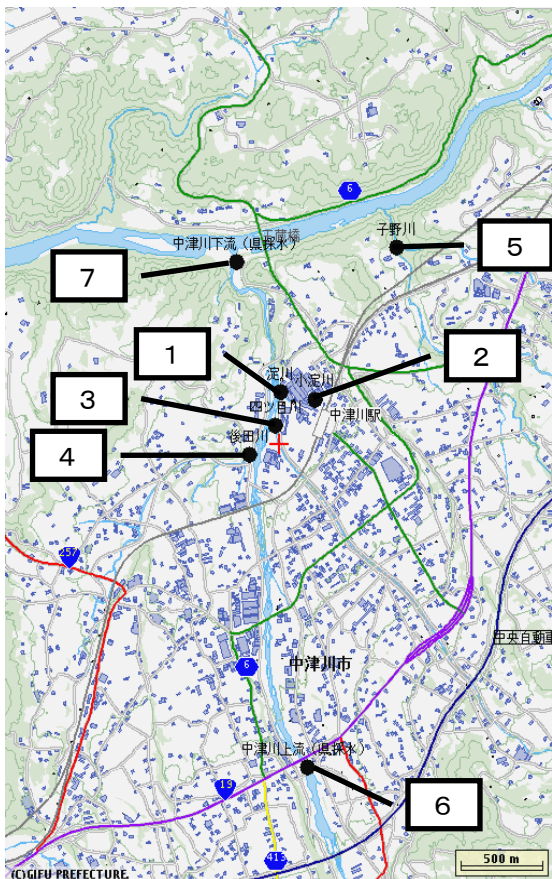
中津川の支流の汚濁発生源は、生活排水・飲食店排水などが主ですが、平成元年からの公共下水道供用開始とともに改善されてきました。また、中津川本流には大規模な工場等がありますが、下流域(中川橋より下流)でも公共下水道事業の進展、主要工場との公害防止協定の締結などにより、BODの環境基準を達成しています。

中津川下流の水質類型は昭和50年の指定ではE類型でしたが、水質改善が認められ、平成15年にはD類型、平成20年にはC類型(5 mg/L以下)へと見直しが進んでいます。環境基準は達成しているものの、近年上昇傾向にあります。

BOD 経年変化 (年平均値)



測定地点位置図



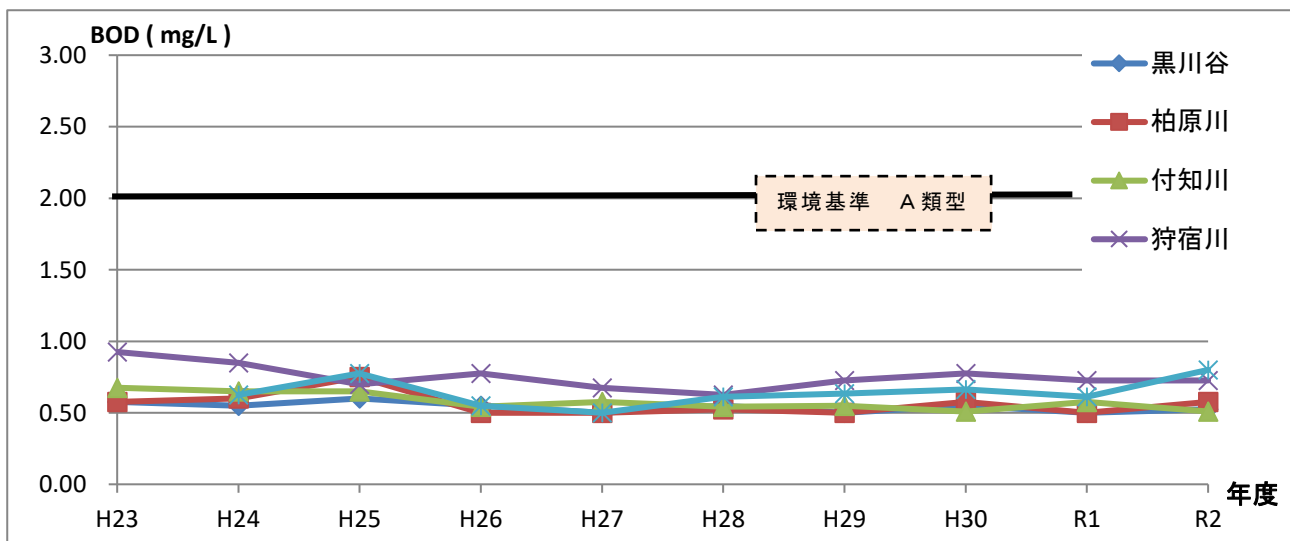
番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	淀川	中津川合流前	—
2	小淀川	中津川合流前	—
3	四ツ目川	中津川合流前	—
4	後田川	中津川合流前	—
5	子野川	木曾川合流前	—
6	中津川上流	国道 19 号上流 中川橋下 (県採水)	A
7	中津川下流	木曾川合流前 (県採水)	C

イ) 付知川水系 (苗木地区・福岡地区・付知地区)

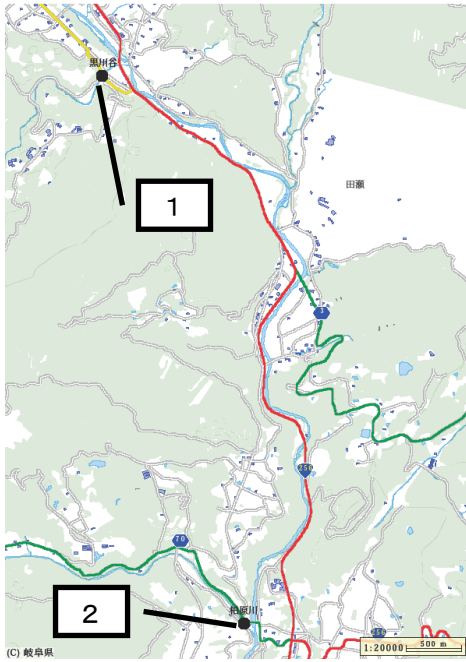
苗木地区は狩宿川と麦搦川が流れており、麦搦川が狩宿川に合流し付知川へ流入しています。付知、福岡地区には、付知川が縦断しており、柏原川等が合流しています。

この地区には大規模な排出水をもつ工場等が無く、河川汚濁の発生源は、主に農業や家庭からの生活排水と考えられます。

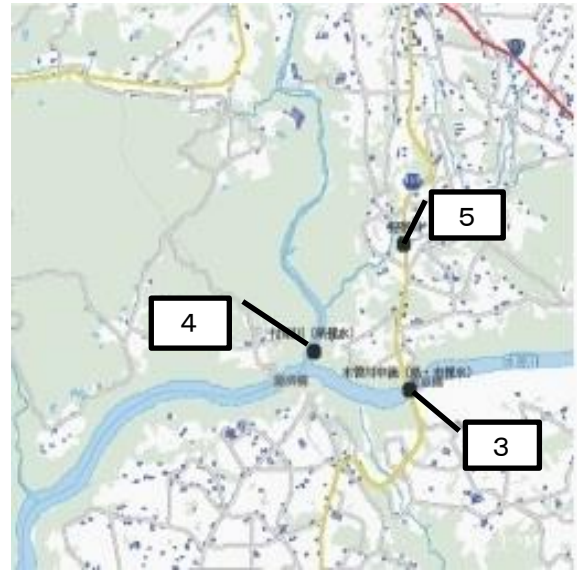
BOD 経年変化 (年平均値)



測定地点位置図



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	黒川谷	付知川合流前 (新黒川橋下)	—
2	柏原川	付知川合流前 (朝日橋下)	—

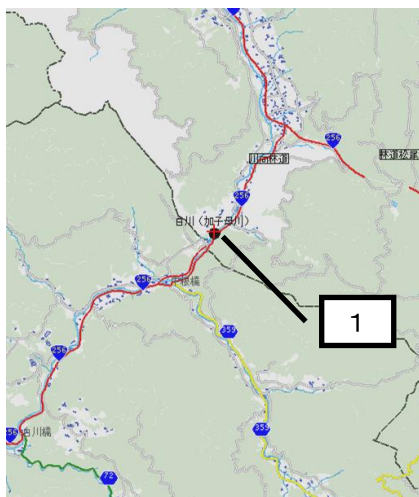


番号	水域名	測定地点名	水質類型
3	木曽川中流	美恵橋 (県・市採水)	A
4	付知川	木曽川合流前 (県採水)	A
5	狩宿川	付知川合流前 (三郷橋下)	—

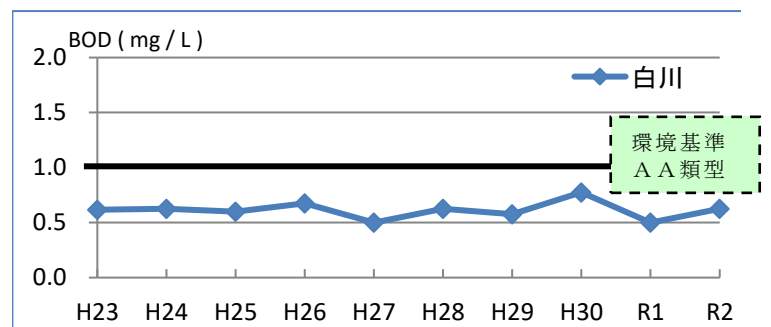
ウ) 白川水系 (加子母地区)

加子母地区を流れる白川(加子母川)が東白川村を通過して白川町で飛騨川と合流し、可児市、美濃加茂市境で木曽川に合流しています。旧加子母村、白川町、東白川村では平成11年7月に「かしも・白川流域連合協議会」を設立し、白川の河川浄化に努めてきました。平成12年3月31日には水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する「生活排水対策重点地域」として指定を受け、平成14年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、流域の生活排水対策を推進しています。白川の水質類型は、昭和50年にA類型に指定されたのち、平12年にAA類型への指定に見直しがされています。なお、加子母地区には、付知川の方の源流がありますが、そのほとんどは国有林内であり、生活排水は流入していません。

測定地点位置図



BOD 経年変化 (年平均値)

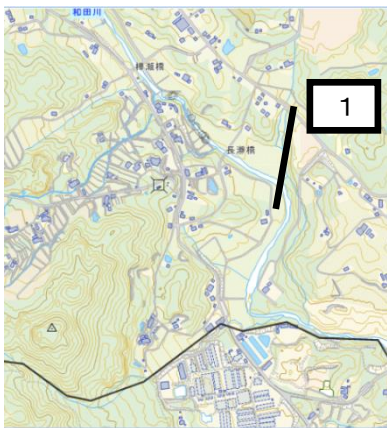


番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	白川(加子母川)	下中島橋下(角領地区)	AA

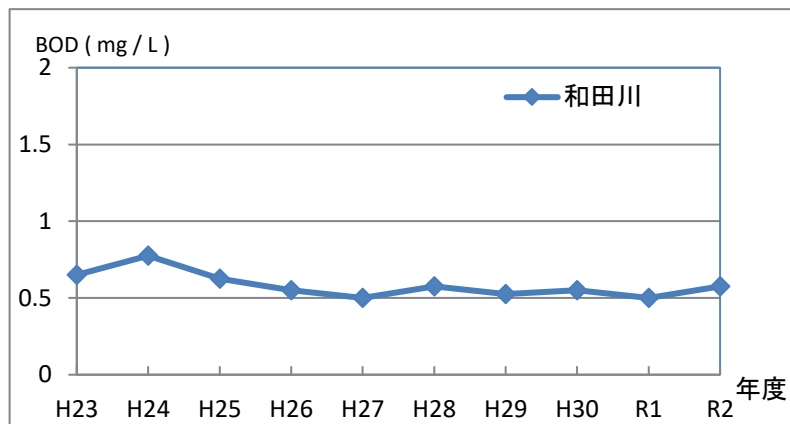
エ) 和田川水系

蛭川地区を流れる和田川は、木曾川に流入しています。なお、水質測定は平成 20 年度より実施しています。和田川には、環境基準水域類型の指定がありません。

測定地点位置図



BOD 経年変化 (年平均値)



オ) 千旦林川水系 (坂本地区)

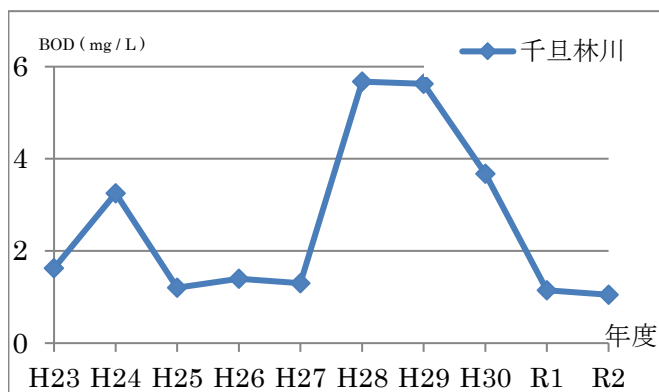
坂本地区には、千旦林川と坂本川が流れており、坂本川は千旦林川に合流し、木曾川へ流入しています。

この流域には中核工業団地などがあり、汚濁の発生源は工場、事業場、農業、生活排水が主なものとなっています。千旦林川の汚濁の状況に関しては、下水道の整備の遅れ、また事業所排水が原因と考えられる上昇が平成 16 年度に見られ、県と共同で施設改善指導を実施しました。その結果平成 17 年度夏以降には改善傾向が見られましたが、平成 19 年度に入り再び測定数値が上昇しました。その後坂本地区においては下水道整備が行われ、年々数値は下がってきています。

測定地点位置図



BOD 経年変化 (年平均値)



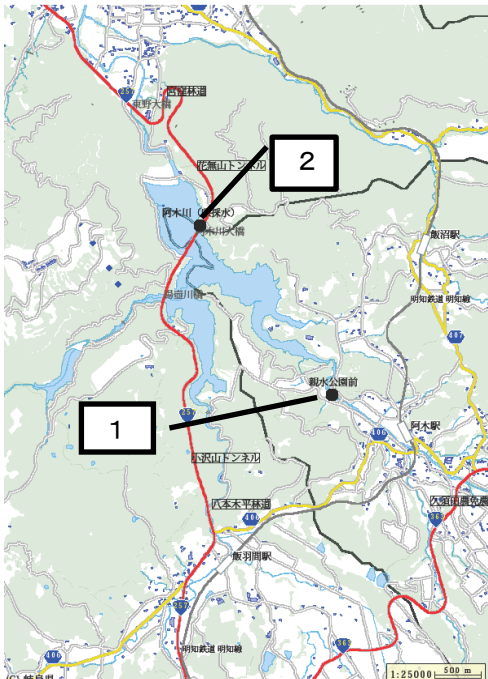
番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	千旦林川	木曾川合流前	-

カ) 阿木川水系

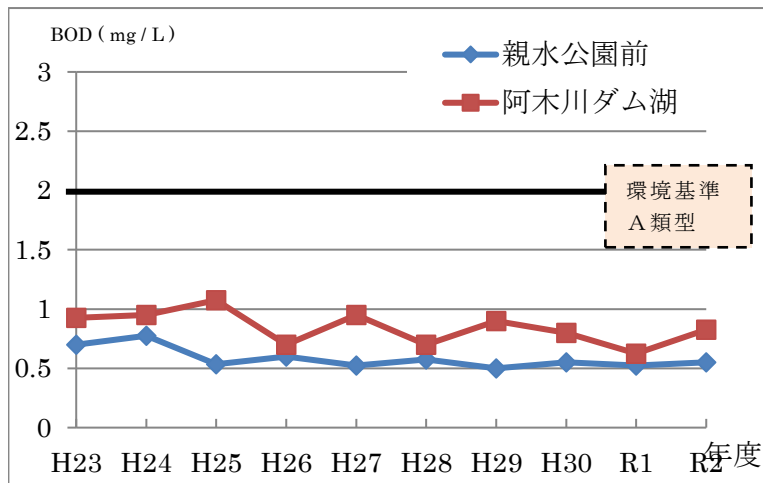
阿木地区を流れる久須田川、寺川が阿木川へ合流し、その後恵那市を通り木曾川へ合流します。また、野田川は阿木川ダム湖に流入し、飯沼川は恵那市内で阿木川に合流します。

この地区は農業地域であり、大規模な排出水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は主に農業や家庭からの生活排水です。

測定地点位置図



BOD 経年変化 (年平均値)

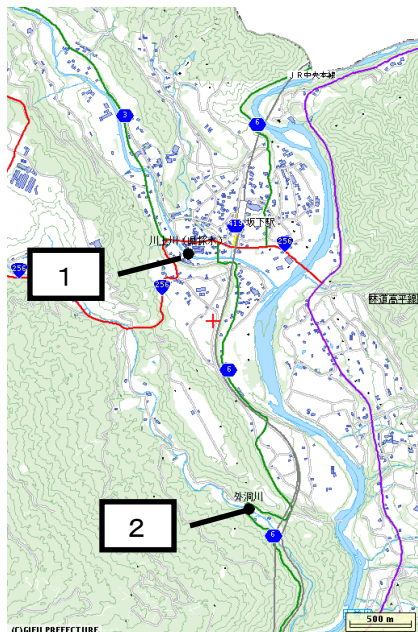


番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	阿木川	親水公園前	A
2	阿木川	阿木川ダム湖 (県採水)	A

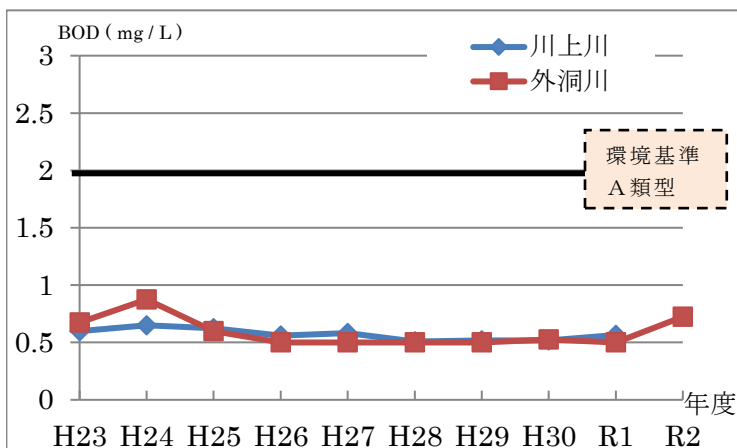
キ) 川上川水系

川上地区を流れる川上川は、坂下地区を縦断し、木曾川に合流します。また、坂下地区南部には、外洞川が木曾川へ直接合流します。

測定地点位置図 (坂下地区)



BOD 経年変化 (年平均値)

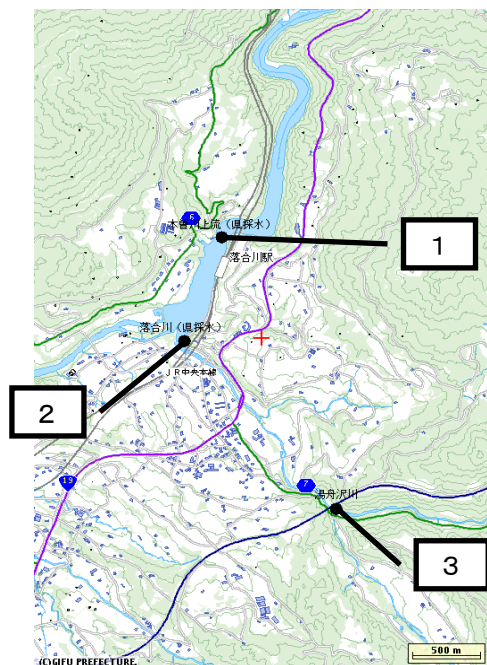


番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	川上川	木曾川合流前 (柳渡橋下) (県採水)	A
2	外洞川	木曾川合流前 (横吹2号橋下)	-

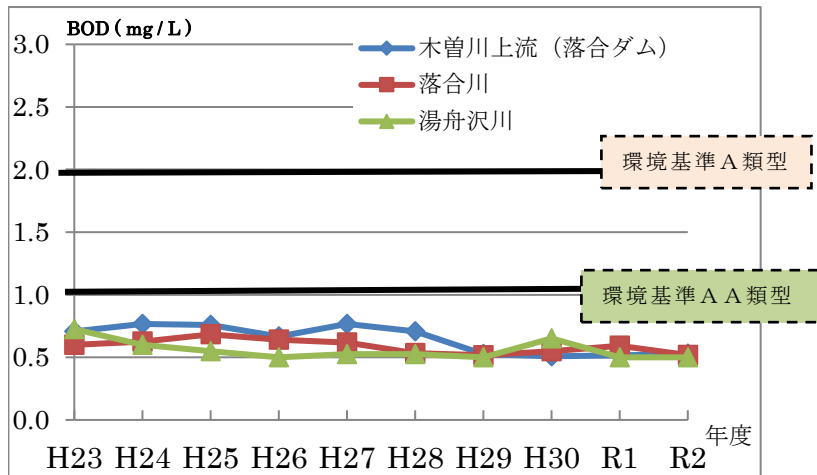
ク) 落合川水系（落合地区・神坂地区・山口地区）

この地域では、牧沢川や島田川（馬籠地内）が湯舟沢川（神坂地区）へ合流し、湯舟沢川もまた落合川（落合地区）へ合流、その後、落合ダムで木曾川へ流入しています。これらの地区には大規模な排水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は、農業や家庭等からの生活排水が主です。

測定地点名（落合地区）



BOD 経年変化（年平均値）



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	木曾川上流	落合ダム（県採水）	A A
2	落合川	木曾川合流前（県採水）	A
3	湯舟沢川	落合川合流前	—

③底質調査

中津川（木曾川合流前）で年に1度、河川底質の汚濁状況等を調べるため底質調査を実施しています。流域内で発生した排水の成分が濃縮される形で底泥に堆積されている場合が多いので、底泥を調査することにより、過去に流下した水中に含まれていた成分を把握できます。

河川底質の環境基準は設定されていません。PCB・アルキル水銀の底質暫定除去基準は、いずれも基準以下でした。

中津川（木曾川合流前）底質調査経年データ

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
カドミウム (mg/kg)	0.07	0.09	0.05 未満	0.05	0.05
鉛 (mg/kg)	2.7	6.7	3.5	4.2	3.8
総水銀 (mg/kg)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルキル水銀化合物 (mg/kg)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
PCB (mg/kg)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
全窒素 (mg/kg)	93	80	150	170	460
全磷 (mg/kg)	200	100	93	140	360
硫化物 (mg/kg)	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
銅 (mg/kg)	6.0	7.5	4.8	4.2	5.9
亜鉛 (mg/kg)	39	36	32	35	44
ニッケル (mg/kg)	2.6	2.8	2.0	2.3	2.3
強熱減量 (%)	0.6	0.7	0.7	0.6	1.3
総クロム (mg/kg)	4.7	4.1	4.2	3.9	5.4

※「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年 環水管第 119 号）

水銀を含む暫定除去基準：25ppm 以上

PCB を含む暫定除去基準：10ppm 以上

④水生生物調査（カワゲラウォッチング）

令和元年度は、中津川、四ツ目川、狩宿川、落合川、阿木川、湯舟沢川、川上川、壁沢川、白川、付知川、丸草川の11河川にて計16回の水生生物調査（カワゲラウォッチング）を実施しました。水生生物調査とは、河川に棲む水生生物を調べることにより、河川の長期的な水質状況を確認し、水質の保全や浄化の重要性について考えてもらうことを目的としており、小学校の総合学習や公民館事業の子ども向け講座として調査を実施しています。

今年度調査を実施した水質はきれいな状態でした。工場から出る排水だけでなく、家庭から出る洗濯水、風呂場での排水、台所で捨てられる飲み残しの汁物などの雑排水も川が汚れる原因となります。下水道整備を推進して河川の水質改善を図るとともに、市民一人ひとりが汚れた水を流さないよう心がけ、環境を良くしていこうと努力することが大切です。

水生生物調査結果

地区	河川名	実施場所	学校名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中津地区	中津川	市役所横	西小	I	I	I	I	
			南小					I
	四ツ目川	昭和橋付近	東小	I	I	II	II	I
			南小	II	II	II	II	II
苗木地区	狩宿川	神明神社前	苗木小	II	III	II	II	II
落合地区	落合川	落合中学校横	落合小	I		I	I	I
阿木地区	阿木川	新阿木橋（H28～）	阿木小	I	I	I	I	I
神坂地区	湯舟沢川	クアリゾート横	神坂小				I	I
坂下地区	川上川	坂下小学校横	坂下小	I	I	I	I	I
川上地区	壁沢川	川上小学校	川上小	I	I	I	I	I
加子母地区	白川	福崎公園（H27～）	加子母小	I	I		I	I
付知地区	付知川	道の駅花街道横	付知南小		I	I	I	I
			付知北小		I		I	I
福岡地区	丸草川	高山小学校付近	高山小	II	II		II	
			福岡小	I	I	I	I	I
	付知川	下野見佐島付近	下野小	I	I	I	I	I
			田瀬小	I	I	I	I	
蛭川地区	和田川	かんばせ橋付近	蛭川小					

※調査結果 I：きれいな水 / II：少しきたない水 / III：きたない水 / IV：大変きたない水

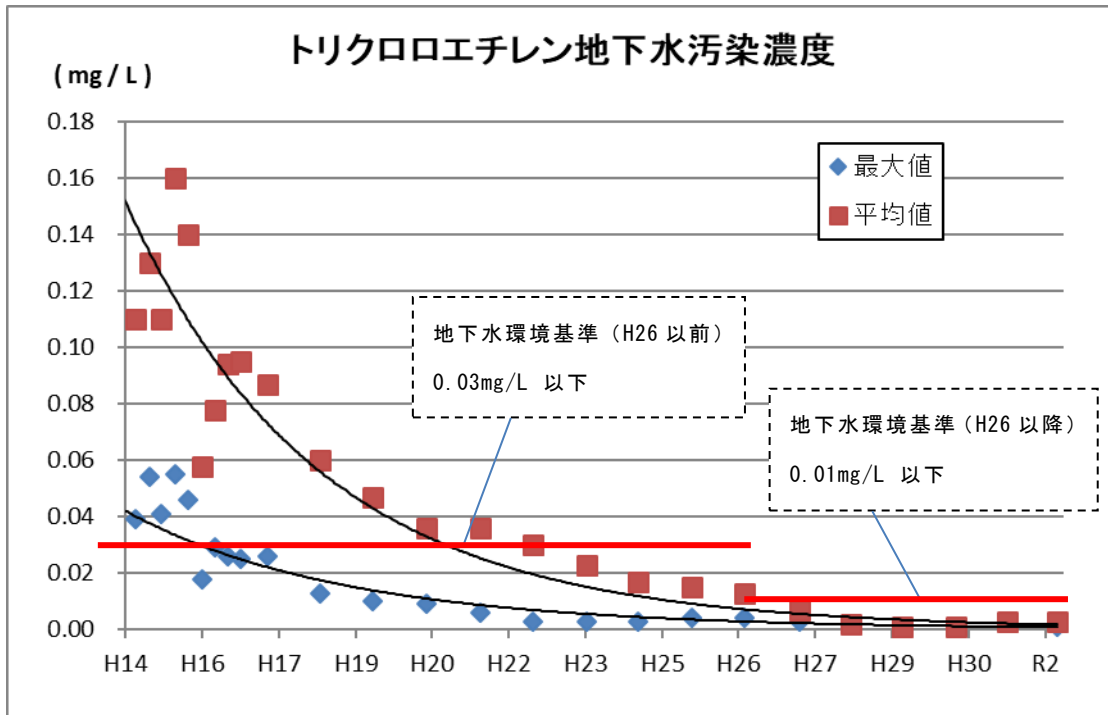
⑤トリクロロエチレンによる地下水汚染

平成13年2月に中津地区東部で当時の地下水の水質汚濁に係る環境基準（0.03 mg/L以下）を上回るトリクロロエチレンが検出され地下水の汚染が判明しました。

そのため、岐阜県と協働して発生源の追跡調査を実施しましたが、特定が出来ず現在に至っていることから、地域住民に対しては環境基準を超過した井戸水はもちろん、検出された井戸水についても飲用は避け、水道水を使用するよう指導をしてきました。

また、地下水のトリクロロエチレン濃度状況と汚染の広がりを監視するため、初動調査時に環境基準を超えていた井戸10ヶ所について、平成20年度からも水質調査を実施し継続的な監視を行ってききましたが、年々環境基準を下回ってきたため、3年間連続して環境基準を下回っている井戸については管理者と相談した上で調査を終了しました。また、飲用に使用していない井戸水についても、管理者に飲用を避ける旨注意喚起をしたうえで、調査は平成27年度をもって終了しました。現在は、平成25年度より調査を開始した大明神トンネルの湧水にて調査を継続しており、環境基準は下回っています。

なお、平成26年11月に基準値が0.03mg/Lから0.01mg/Lに改正されています（「地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号についての一部を改正する件」（告示 H26.11.17））。



トリクロロエチレン湧水調査平均値

(mg/L)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大明神トンネル湧水	0.002	0.002	0.002	0.001	0.003	0.001

トリクロロエチレンとは・・・

水に溶けにくく、油分をよく溶かす性質から、金属機械部品などの洗浄剤（脱脂）やドライクリーニングなどに使用されています。肝臓や腎臓に障害を及ぼす危険があると文献にはありますが、日本では、この物質が原因で障害が起きたという報告はありません。

(2) 水質汚濁防止対策

① 発生源監視指導

水質汚濁の未然防止と生活環境の保全を図るため、冬期の濁水で水質が悪化する時期を中心とし、市内の特定工場等に対し水質汚濁防止対策の徹底を周知するとともに、市環境保全条例に基づき排水自主測定結果の報告を要請し、その結果を確認し必要に応じて排水処理施設の維持管理の徹底と改善についての指導を行いました。

また、市と公害防止協定を締結している工場等については、協定に基づく立入検査の実施及び各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

② ゴルフ場の排水等の監視

ゴルフ場とその周辺地域の良好な自然環境づくり、公害防止及び災害防止を目的とした「ゴルフ場環境管理協定」を市内3つのゴルフ場と締結しています。

各ゴルフ場からの排水は協定の管理目標値（下記指針値の2分の1）を達成していました。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指針

農薬名	水濁指針値 (mg/L)
(殺虫剤) 5項目	
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロロホン (DEP)	0.05
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤) 9項目	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩 及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクジンとして)
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.06
チオファネートメチル	3
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
(殺虫剤) 5項目	
シクロスルファミロン	0.8
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロバミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
MCPA イソプロピルアミン塩及びMCPA ナトリウム塩	0.051 (MCPA として)

※表に掲げた農薬の指針値においても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を10倍した値を指針値とする。

※表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値を10倍とした値を水濁指針値とする。

※水産基準値が設定されている農薬について、その値を10倍とした値を水産指針値とする。

(令和2年3月27日環水大土発第2003271号 環境省水・大気環境局長通知)

3. 騒音

(1) 騒音公害の概要

「やかましい音」、「好ましくない音」の総称を騒音といますが、それが好ましいか、好ましくないかは、それを聞く人の主観的、感覚的な判断が大きく影響します。騒音の内容としては、工場等を発生源とするものから、建設作業騒音、自動車騒音、深夜営業騒音、宣伝放送による騒音、近隣生活騒音など多種多様です。静穏な住居環境を保全するためには市民一人ひとりが近隣騒音の防止に留意するなどの心がけが大切です。

(2) 環境騒音の状況

①一般地域(道路に面する地域以外の地域)

一般地域として、市内3地点で測定を実施した結果、3地点とも環境基準を達成していました。

令和2年度 環境基準の達成状況

(単位：dB)

測定地点	測定結果 (等価騒音レベル)	環境基準 達成状況	類型	環境基準 (6時～22時)	備考
一色公園	44.7	○	B	55以下	昼間(6時～22時)の時間帯について測定・評価
市役所北分室	44.9	○	C	60以下	
大平クラブ	38.8	○	A	55以下	

- ※ A類型地域：専ら住居の用に供される地域
 B類型地域：主として住居の用に供される地域
 C類型地域：住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

②道路に面する地域

道路に面する地域における環境騒音については、平成17年度より点的評価(※1)から面的評価(※2)にて測定結果の評価を行っています。

- ※1 点的評価：地域を代表する地点の発生源(自動車)からの騒音測定結果を環境基準と比較して環境基準達成率を求める方法
 ※2 面的評価：自動車騒音の減衰(発生源(自動車)からの距離、遮蔽物の有無、垂直距離、低騒音舗装等の道路構造等)を考慮し、沿道50mの範囲の各戸の騒音(推計値)を求め、環境基準と比較して、その達成率を求める方法

環境基準の達成状況

(単位：dB)

測定地点	測定結果 (等価騒音レベル)		環境基準 達成状況	類型	環境基準		測定年度
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
国道19号(山口)	72	69	×	B	70以下	65以下	R元
国道257号(福岡)	70	62	○	B			H30
国道19号(落合)	70	68	×	B			H29
県道中津川停車場線(新町)	61	52	○	C			H28
国道19号(手賀野)	70	65	○	C			H27
国道19号(山口)	71	66	×	B			R2
国道257号(苗木)	67	61	—	—			—

令和2年度環境基準達成状況の評価結果

評価区間 延長(km)	評価区間数 (区間)	住居等数 (戸)	昼夜基準値 以下(戸)	昼のみ基準 値以下(戸)	夜のみ基準 値以下(戸)	昼夜とも基準 値超過(戸)
38.6	9	1,329	1,265	57	0	7

騒音に係る環境基準

《一般地域》

(単位：dB)

地域類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	医療施設が設置され地域などの 静穏を要する地域(中津川市は該当なし)	50以下	40以下
A及びB	騒音規制法の区域の区分のうち 第一種地域と第二種地域	55以下	45以下
C	騒音規制法の区域の区分のうち 第三種地域と第四種地域	60以下	50以下

《道路に面する地域》

(単位：dB)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

※ 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

《幹線交通を担う道路に近接する空間》

(単位：dB)

道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次の表の基準値のとおりとする。

基準値	
昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
70以下	65以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下)によることができる。

※「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市道にあつては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

※「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおり。

- 1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- 2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

《新幹線鉄道騒音/リニア中央新幹線》

(単位：dB)

基準値	
I(専ら住居の用に供される地域)	II(商工業の用に供される地域等I以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域)
70以下	75以下

(3) 騒音に係る特定工場等

工場等の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この騒音指定地域内にある特定施設を有する工場等（特定工場等）について、騒音規制法及び岐阜県公害防止条例に基づき規制を行っています。

騒音に係る特定工場等の届出状況

令和3年3月末現在

施設の種類の 法令等	騒音規制法		県公害防止条例	
	特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数
金属加工機械	68	1,132	5	68
空気圧縮機等	121	1,031	6	29
土石用破砕機等	25	81	—	—
建設用資材製造機械	11	16	—	—
木材加工機械	123	380	—	—
抄紙機	4	15	—	—
印刷機械	5	19	—	—
合成樹脂用射出成形機	14	152	—	—
鋳造型機	—	—	—	—
撚糸機	—	—	1	5
紙工機械	—	—	1	5
合成樹脂用粉砕機	—	—	7	30
高速切断機	—	—	8	108
走行クレーン	—	—	99	625
クーリングタワー	—	—	36	198
冷凍機	—	—	32	222
計	371	2,826	195	1,288

特定工場に係る騒音の規制基準

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間	該当地域
	午前8時～ 午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後11時	午後11時～ 午前6時	
第1種区域	50	45	40	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域
第2種区域	60	50	45	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	65	60	50	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	70	65	60	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(4) 騒音に係る建設作業

建設作業は、一時的または短期的で終了するものがほとんどです。しかし、作業場所は限定されており、他所で作業するわけにはいかないため、住居の立ち並ぶ場所等では騒音問題が発生しやすくなっています。

このような騒音を防止するため、工場等騒音と同様、騒音規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っています。

令和元年度の騒音に係る特定建設作業の届出は、68件と、平成30年度の36件から大幅に増加しました。

騒音に係る特定建設作業届出状況（令和2年度）

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	6
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	38
空気圧縮機を使用する作業	13
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	21
トラクターショベルを使用する作業	1
ブルドーザーを使用する作業	4
計	83

特定建設作業に係る騒音の規制基準

区分	基準値 (dB)	作業ができない時間	一日当たりの 作業時間	同一場所こ おける作業期間	日曜日に おける作業
第1号区域	85	午後7時～午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	85	午後10時～午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(5) 騒音の防止対策

①自動車騒音

中央自動車道の騒音苦情に対応し、中央自動車道の東濃沿線5市で構成する「中央自動車道環境対策連絡協議会」を通じ、中日本高速道路(株)多治見保全サービスセンターへ遮音壁の設置要望等を行っています。また、同社の飯田保全サービスセンターに対しても中津川市単独で遮音壁の設置要望等を行っています。

令和2年度は、コロナウィルスの影響で交通量が減少したため、騒音測定は実施せず、遮音壁の要望も行いませんでした。

②騒音に係る特定工場等及び特定建設作業

工場等騒音及び特定建設作業騒音に関しては、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査により確認、指導等を行うとともに、市環境保全条例に基づき公害防止管理者等の設置が義務付けられた工場等に対し騒音測定結果の報告を求め、その確認と指導を行いました。

また、特定工場等及び特定建設作業に関しては、「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の段階で騒音防止に関する指導を行いました。

(6) 深夜営業騒音に対する規制

岐阜県では、住みよい生活環境を守るため岐阜県公害防止条例のなかで、飲食店などの営業に係る騒音を規制しています。

飲食店営業・喫茶店営業に係る騒音の規制（県公害防止条例第 58 条）

地域の区分	規制基準	区域の概略	規制時間帯
第 1 種区域	40 dB	住居系地域	午後 10 時～ 翌日午前 6 時
第 2 種区域	45 dB	居住系地域	
第 3 種区域	50 dB	商業地域	
第 4 種区域	60 dB	工業系地域	

飲食店営業・喫茶店営業に係る音響機器の使用制限（県公害防止条例第 58 条の 2）

区域の区分	摘要	規制時間帯
第 1 種区域	全域	午後 11 時～ 翌日午前 6 時
第 2 種区域	全域	
第 3 種区域	1. 病院、有床診療所及び特別養護老人ホームの敷地 2. 1 に敷地が隣接している営業所の敷地	
第 4 種区域	除外	

※音が外部に漏れない場合は除外されます。

※対象音響機器：カラオケ装置、蓄音機、楽器、拡声装置

拡声器の使用制限（中津川市環境保全条例第 32 条）

区分	内容	規制時間帯
時間の禁止	拡声器の使用の禁止	午後 8 時～ 翌日午前 7 時まで
使用の制限	拡声器の使用の制限	午前 7 時～ 午後 8 時まで

※使用の制限

(1) 方法 固定の場所で拡声器を使用するときは、1 回 10 分以内とし、10 分を超える休止時間を置くこと。

(2) 音量基準 拡声器から発生する音量が音源から 30 メートルの距離において最大値 65 ホー

ンをこえてはならない。

※時報、公共等の広報、自動車等の移動による使用、地域の風俗慣習、集団の整理誘導等は摘要除外。

※県公害防止条例第 59 条にても拡声機の使用制限の定めあり

【参考】

○騒音のおおよその目安

騒音レベル (dB)	騒音感覚	音の大きさの目安
110 以上 100	極めてうるさい	ヘリコプターの近く・コンクリートブレーカ
90		パチンコ店内
80	うるさい	ゲームセンター店内
70		大声・騒々しい工場内 在来鉄道の車内・幹線道路周辺（昼間）
60	普通	蟬の声・掃除機・騒々しい街中
50		普通の会話 静かな事務所
40		静かな住宅地（昼間）・深夜の市内住宅
30	静か	ささやき声・深夜の郊外住宅

4. 振動

(1) 振動公害の概要

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られます。また、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多いです。

(2) 振動に係る特定工場等

騒音と同様に、工場等の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この指定地域内にある特定施設を有する工場等について、振動規制法に基づき規制を行っています。

振動に係る特定工場等の届出状況

令和3年3月末現在

施設の種類の 法令等	振動規制法	
	特定工場等数	施設数
金属加工機械	67	1,280
圧縮機等	91	588
土石用破砕機等	19	73
コンクリートブロックマシン等	6	31
木材加工機械	6	9
印刷機械	1	10
ロール機	4	7
合成樹脂用射出成形機	13	190
計	207	2,188

特定工場等に係る振動基準

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

注) 第1種区域：騒音規制法の第1種、第2種区域
第2種区域：騒音規制法の第3種、第4種区域

(3) 振動に係る建設作業

建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がってきています。建設作業は一般に短期間で完了することが多いですが、騒音と異なり建物等に被害が残ることがあるため問題が生じやすくなっています。

この振動を防止するため、振動規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っています。

令和元年度における市内での振動にかかる特定建設作業の届出は下表のとおり34件となっており、平成30年度の18件から騒音同様大幅に増加しました。

振動に係る特定建設作業届出状況（令和2年度）

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	6
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	1
ブレイカーを使用する作業	35
計	42

特定建設作業に係る振動の規制基準

区分	基準値(dB)	作業ができない時間	一日当たりの作業時間	同一場所における作業期間	日曜日に おける作業
第1号区域	75	午後7時～午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	75	午後10時～午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(4) 振動の防止対策

特定工場等及び特定建設作業に関しては振動規制法に基づく届出の段階で振動防止に関する指導を行いました。

5. 悪臭

(1) 悪臭公害の概要

悪臭の判断は人の感覚により直接感知されますが、人の嗅覚には著しい個人差があります。また、工場をはじめ、商店・飲食店・家庭生活等、実に多種多様な臭いが発生しているとともに、悪臭のほとんどが低濃度の複合臭であるため、規制・対応が非常に難しい状況です。

(2) 悪臭苦情

悪臭苦情の発生源は実に多種多様に渡っています。また、工場・農地・畜産・住宅の混在する地域が増え、今後苦情が増加していくことが考えられます。その反面、原因不明の場合や、規制の対象外の場合、または規制物質であっても規制の基準値内であっても苦情が発生する場合など、対策が非常に難しくなっています。

(3) 悪臭の規制

工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の規制基準が設定されています。住民の生活環境を保全するため、規制地域が指定されており、中津川市は全域がこの指定地域となっています。

悪臭物質の規制基準等

特定悪臭物質	1号規制基準 (ppm)	2号規制対象	3号規制対象	特徴等	
				においの特徴	主な発生源
アンモニア	1	●		し尿のようなにおい	畜産、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002		●	腐ったタマネギ臭	パルプ製造、化製場、し尿処理場等
硫化水素	0.02	●	●	腐った卵のようなにおい	畜産、パルプ製造、し尿処理場等
硫化メチル	0.01		●	腐ったキャベツ臭	パルプ製造、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	0.009		●	腐ったキャベツ臭	パルプ製造、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	0.005	●		腐った魚のようなにおい	畜産、化製場、水産缶詰製造等
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理、タバコ製造等
プロピオンアルデヒド	0.05	●		刺激的な甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	●		刺激的な甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	0.02	●		刺激的な甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	●		むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレールアルデヒド	0.003	●		むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	0.9	●		刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	●		シンナーのような刺激臭	塗装工程、印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	●		シンナーのような刺激臭	塗装工程、印刷工程を有する事業場等
トルエン	10	●		ガソリンのようなにおい	塗装工程、印刷工程を有する事業場等
スチレン	0.4			都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン	1	●		ガソリンのようなにおい	塗装工程、印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	0.03			刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.002			汗くさいにおい	畜産、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009			むれたくつ下のにおい	畜産、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	0.001			むれたくつ下のにおい	畜産、化製場、でんぷん工場等

※1号規制 敷地境界線の地表

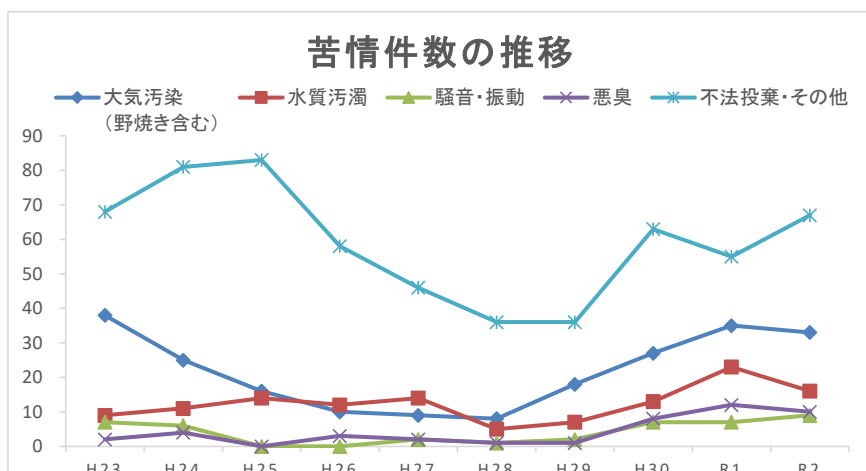
2号規制 気体排出口

3号規制 排水水（排出推量により3段階の規制に区分）

6. 公害苦情

(1) 苦情件数の推移

令和2年度に受け付けた苦情件数は合計136件で、コロナウィルスによる外出自粛規制を受け、野焼きの苦情、空き地の管理（草刈り）の苦情が増加しました。



区分 年度	典型7公害							典型7公害以外		総数
	大気汚染 (野焼き含む)	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	廃棄物投棄	その他	
2	33	16	9	0	10	0	1	50	17	136
元	35	23	7	0	12	0	0	55	0	132
30	27	13	7	0	8	0	0	61	2	118
29	18	7	2	0	1	0	0	31	5	64
28	8	5	1	0	1	0	0	35	1	51
27	9	14	2	0	2	0	0	46	0	73
26	10	12	0	0	3	0	0	58	0	83
25	16	14	0	0	0	0	0	80	3	113
24	25	11	2	4	4	0	0	78	3	127
23	38	9	7	0	2	0	0	68	0	124

※典型7公害：大気汚染（野焼き含む）、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下

① 典型7公害

令和2年度の公害苦情（136件）のうち、「典型7公害」の苦情件数は69件（全公害苦情件数の51％）で、前年度に比べ8件減少しました。令和2年度の典型7公害の苦情を種類別にみると、大気汚染（野焼き含む）33件と最も多く、次いで水質汚濁16件となっています。

大気汚染の苦情の多くは、野外焼却に関するもの（32件）でした。違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられています。水質汚濁に関する苦情については、水質基準は満たしていますが、色や泡等、視覚的な変化に対する苦情、また降水量が少なかったために、河川の水量等減少にともなった変化による問合せも寄せられました。

② 典型7公害以外

「典型7公害以外」の苦情件数は67件（全公害苦情件数の49％）で、その他の苦情の内訳としては、太陽光開発に関する案件（2件）、トラック等の運搬物の飛散（1件）、私有地等の雑草に繁茂（10件）、獣ふん（1件）、廃棄物の不適正管理放置（3件）でした。市の指導業務ではないものの、私有地（空き地等）における雑草の管理についての苦情が年々増加しており、令和2年度より、その他の案件として計上をします。

7. リサイクルと廃棄物

(1) 廃棄物の状況

①ごみ排出量

当市のごみの排出量は、平成29年4月のごみ処理手数料有料化制度の実施以前と比較し、燃えるごみについては減少しましたが、燃えないごみは増加しています。大型ごみについては、平成28年度では、有料化前の駆け込みでごみの排出量が増加しました。その反動もあり、平成29年度においては大型ごみの排出量が大きく減少しています。なお、ごみ処理手数料有料化の効果検証については、駆け込みでの排出の影響等が大きいことから、短期間の実績では十分な検証ができないため、令和5年度に評価を行います。令和2年度のごみの排出量は、令和元年度と比較して908t減少しています。令和元年度からのコロナウイルスによる巣ごもり需要等による家庭形廃棄物の増加がみられたものの、経済活動抑制に伴う事業系廃棄物の減少、集団資源回収の中止等を受け、総排出量としては減少しました。全国的に多くの自治体のごみの減量化に成功している中、中津川市も環境への負荷が少ない低炭素・循環型社会の実現に向けて、将来への負担を先送りにしない、着実なごみ減量対策を講じていく必要があります。各家庭において、生活スタイルの見直しを啓発するとともに、取り入れやすいごみ減量方法を検討し、促進していくことが大切です。

ごみ排出量

(単位：t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ	20,290	18,458	17,654	17,967	18,339
燃えるごみ	15,829	15,621	14,448	14,606	14,382
燃えないごみ	808	845	806	840	980
大型ごみ	2,815	1,036	1,459	1,610	1,945
その他	—	—	—	—	—
資源ごみ	838	956	946	911	1,032
事業系ごみ	6,823	6,826	6,908	6,960	6,371
燃えるごみ	6,365	6,331	6,350	6,222	5,633
燃えないごみ	77	81	106	92	80
大型ごみ	381	414	452	646	658
小計(集団回収を除く総ごみ量)	27,113	25,284	24,562	24,927	24,710
集団回収	3,290	3,431	3,061	2,929	2,238
ごみ排出量	30,403	28,715	27,623	27,856	26,948
人口(人)	78,319	77,579	76,871	76,284	76,658

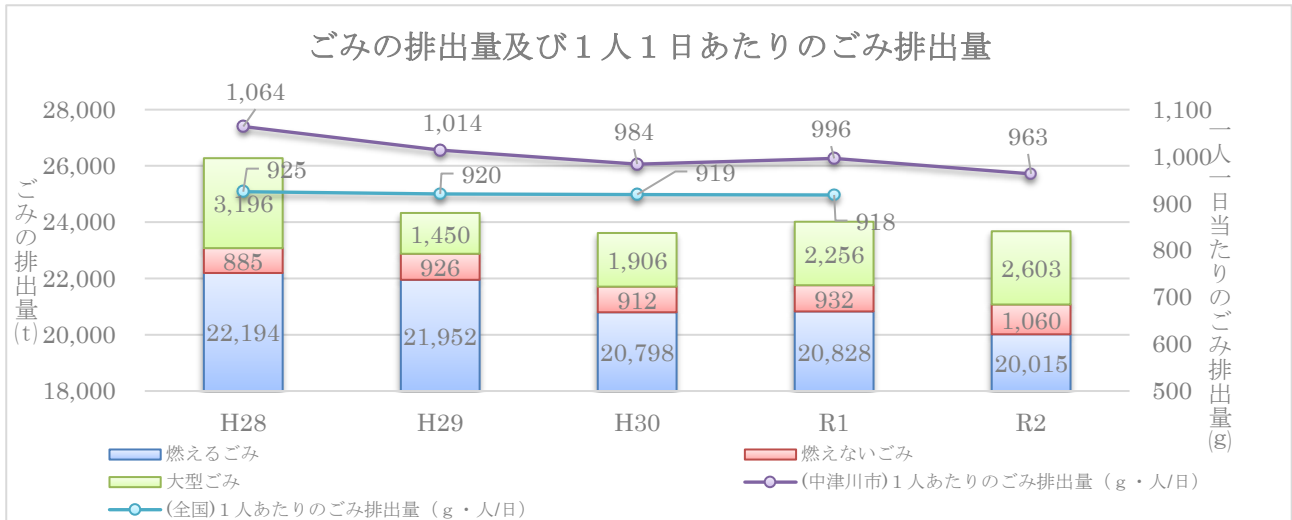
※各年度10月1日現在人口

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」、令和2年度は、速報値

市民1人1日あたりのごみ排出量の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総排出量	中津川	1,064	1,014	984	996	963
	岐阜県	892	892	891	894	—
	全国	925	920	919	918	—
家庭系 (集団回収含む)	中津川	825	773	738	747	735
	岐阜県	635	632	626	624	—
	全国	646	641	638	638	—
事業系	中津川	239	241	246	249	227
	岐阜県	257	260	265	270	—
	全国	278	279	280	280	—

市民1人1日あたりのごみ排出量の推移グラフ



②ごみ処理経費

中津川市における一般廃棄物の処理に要した経費（建設改良費を除く。）は、令和2年度は1,111,162千円でした。一人当たりに換算すると14,495円、1kgあたり41.2円でした。

ごみ処理事業経費（建設改良費を除く）の推移

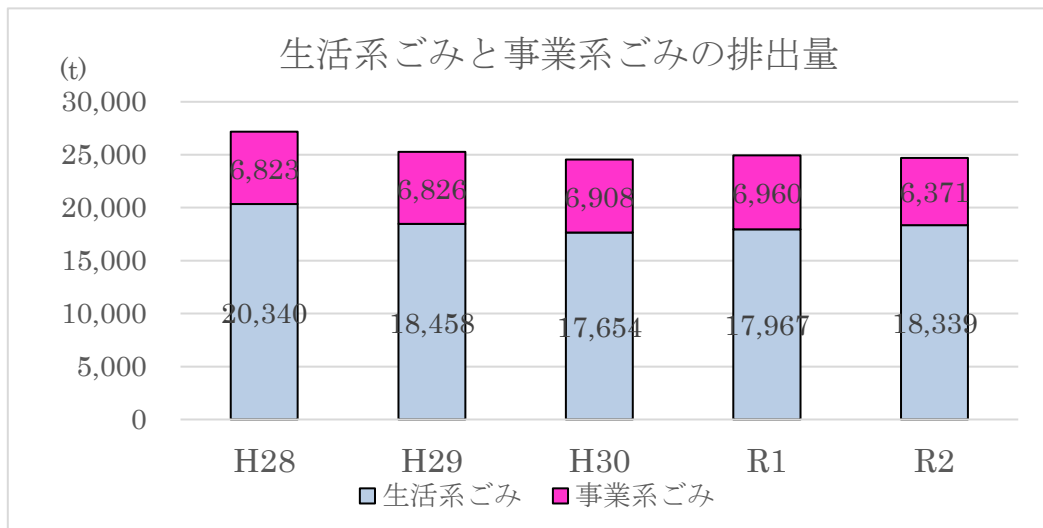
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
ごみ処理経費 (千円)	1,085,914	1,095,611	1,069,402	1,068,750	1,111,162	
一人当たりの 経費 (円)	市	13,865	14,123	13,912	14,010	14,495
	県	13,890	14,060	13,792	13,769	-
	全国	12,680	12,643	13,082	13,161	-
1kg当たりの処理経費 (集団回収除く)	40.0円/kg	43.3円/kg	43.8円/kg	42.9円/kg	41.2円/kg	

出典：環境省「一般廃棄物実態調査」

③生活系ごみと事業系ごみ

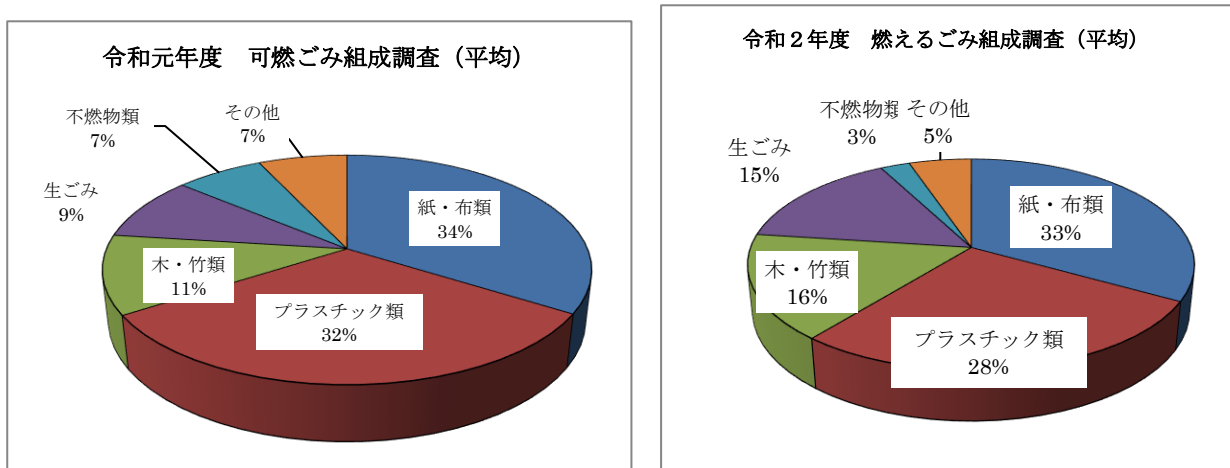
生活系ごみとは、一般家庭から排出されたごみであり、事業系ごみとは、事業所等から排出されたごみです。

令和2年度は生活系ごみが18,339t、事業系ごみが6,371tであり、生活系ごみが74%を占めていました。なお、例年同水準の割合となっています。



④ごみの組成調査

環境センターでは、搬入された「可燃ごみ」（「燃えるごみ」+「粗大不燃施設での破碎残渣等」を含みます。）の組成調査を行なっています。組成調査の結果では、可燃ごみの多くを紙・布類が占めており、その割合は平成30年度（平均）36%でしたが、令和元年度（平均）は34%、令和2年度（平均）は33%と徐々に減っています。ごみの減量のためには、約7割を占めている紙・布類及びプラスチック類のリサイクル化を推進していく必要があります。



⑤最終処分場について

令和2年度の最終処分量は2,444 t、1人1日当たりの最終処分量は91gでした。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最終処分量 (t)		2,415	2,503	2,356	2,424	2,444
1人1日当 たりの最終 処分量 (g)	市	84	88	84	87	87
	県	67	68	69	68	-
	全国	85	83	83	82	-

2005年から、供用開始した最終処分場（約73,000 m³）は、令和2年度末現在残容量は28,661 m³・残余年数は10年であり、2031年度には一杯となる計算です。

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度末の残容量}}{\text{当該年度の最終処分量/埋立ごみ比重}}$$

(2) ごみ減量化の取り組み施策

① 布類の回収について

平成27年度より、ごみの減量化を推進するために、布類の回収を開始しました。なお、平成29年度より、環境センターでは常時回収を行っています。また、各事務所窓口でも年3回実施していましたが、請負事業者の人員不足等により、令和2年度からは、市役所本庁舎のみの拠点回収、環境センターでの常時回収の取組体制となっています。令和2年度においては、コロナウィルスの感染拡大により、衣類の回収ルートが停滞し、衣類回収を6月に一時中断したことも伴い、回収量が減少しました。市役所本庁舎においても令和2年度は、10月と2月の年2回の実施でした。

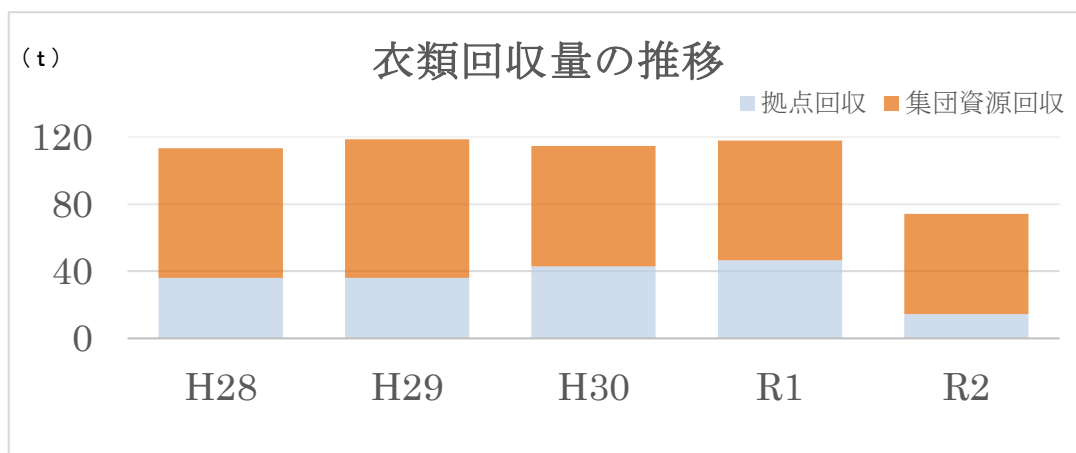
■衣類回収量の推移

(単位：t)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
拠点施設での衣類回収	環境センター	2.1	6.9	10.3	12.8	6.6
	市役所	12.6	9.9	12.0	13.4	7.9
	苗木事務所	1.9	2.1	2.1	2.1	
	坂本事務所	2.6	1.5	2.7	2.7	
	落合事務所	2.9	2.3	2.5	2.5	
	阿木事務所	0.6	0.5	0.7	0.7	
	神坂事務所	0.2	0.2	0.3	0.5	
	山口総合事務所	0.8	0.7	0.7	1.1	
	坂下総合事務所	4.1	4.6	3.8	3.4	
	川上総合事務所	1.2	0.8	1.0	1.7	
	加子母総合事務所	2.5	1.2	1.9	1.5	
	付知総合事務所	2.9	2.5	3.4	2.4	
	福岡総合事務所	1.1	1.7	1.8	1.2	
	蛭川総合事務所	0.5	0.7	0.3	0.5	
	小 計	36.0	36.0	42.9	46.5	14.5
集団資源回収(衣類回収)	77.4	82.6	71.7	71.3	59.7	
合 計	113.4	118.6	114.6	117.8	74.2	
市民1人1年あたりの回収量	1.4 kg/年	1.5 kg/年	1.5 kg/年	1.5 kg/年	1.0 kg/年	

※端数を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります

■衣類回収量の推移 (グラフ)



②剪定枝の堆肥化

平成 27 年度より、ごみの減量化を推進するために、一斉清掃の時期（6月、9月）に合わせて刈り草、剪定枝の堆肥化を行っています。堆肥は、環境フェスタ等で市民に無料配布しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
堆肥化した刈草等の量	80t	69t	46t	51t	54t

③ごみ処理手数料有料化制度への取り組みについて

ごみの減量化とリサイクルを促進する循環型地域への転換をはかるため、平成26年度に中津川市ごみ減量検討市民会議を設置し、議論を重ねた結果、平成29年度よりごみの処理にかかる費用の一部を排出者である市民の皆さまに手数料としてご負担いただく「ごみ処理手数料有料化制度」を段階的にスタートしました。有料化制度の導入に先駆け、平成28年度に、有料化制度の導入について、各地区にて説明会の開催等を行いました。平成29年4月より、大型ごみの有料化を開始し、さらに平成29年8月からは、燃えるごみ、燃えないごみの有料化を開始（新ごみ袋での販売・収集の開始）しました。ごみ処理手数料制度の切り替えに際して、8・9月の2ヶ月間を新・旧のごみ袋使用可能期間として設定し、平成29年10月より新ごみ袋での収集に完全移行しました。

【ごみ処理手数料有料化制度の概要】

ごみ区分	サイズ	制度導入前	制度導入後	制度開始時期
大型ごみ	-	無料	100円/10kg（直接搬入） 500円/シール1枚（拠点回収）	平成29年4月
燃えるごみ	大	260円/15枚入（17.3円/枚）	450円/10枚入（45円/枚）	平成29年8月
	中	260円/20枚入（13.0円/枚）	300円/10枚入（30円/枚）	
	小	260円/25枚入（10.4円/枚）	180円/10枚入（18円/枚）	
燃えないごみ	大	260円/10枚入（26.0円/枚）	450円/10枚入（45円/枚）	
	中	260円/12枚入（21.7円/枚）	300円/10枚入（30円/枚）	
	小	260円/15枚入（17.3円/枚）	180円/10枚入（18円/枚）	

※ごみ袋のサイズは変更していません。

(3) リサイクル事業

①集団資源回収の奨励

中津川市では、小中学校のPTAや地域、子供会・老人会等による集団資源回収（廃品回収）活動が行われています。

集団資源回収はごみの減量化と資源の有効な活用を図り、循環型社会の構築および生活環境の保全を図ることができる有意義な活動と考えています。また、子供の頃からの環境保全及び、ごみ減量に対する考え方や地域への行事参加も大切と考えています。そこで、集団資源回収を実施している団体に下記のように奨励金を交付し、活動の支援をしています。

対象品目：ダンボール・新聞紙・雑誌・缶類・ビン類・布類・牛乳パック等	奨励金額：5円/kg
------------------------------------	------------

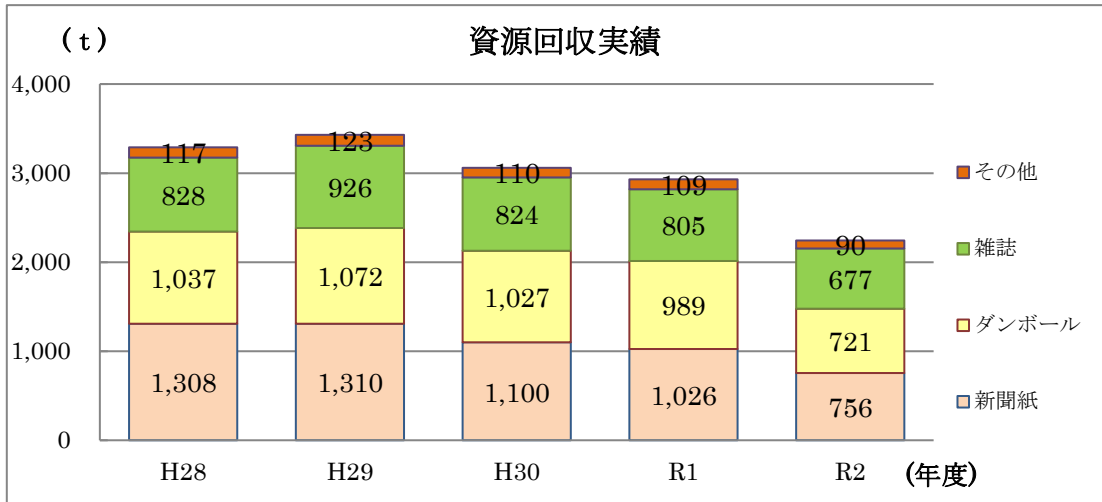
集団資源回収量

(単位：t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中津川	2,285	2,387	2,149	2,022	1,487
山口	55	53	45	70	35
坂下	214	235	198	234	186
川上	43	35	43	38	35
加子母	136	144	120	113	102
付知	206	201	178	137	117
福岡	238	246	227	211	196
蛭川	113	130	101	103	84
合計	3,290	3,431	3,061	2,929	2,243

※端数を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります

資源回収実績



② リサイクルボックス

市では、家庭から出る紙類などを集団資源回収に出せなかった、または保管しきれない量になった場合に活用できるよう、リサイクルボックスを設置しています。(令和2年度末設置数 55箇所)

リサイクルボックスでは、主に新聞紙、雑誌(雑がみ)、段ボールを回収し、資源の循環を図っています。

サーラちゃんリサイクルボックス(市管理)回収量

(t)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
新聞紙	61	28	29	20	24
段ボール	58	56	59	58	67
雑誌	88	81	63	76	92
合計	207	165	151	154	183

リサイクルボックス一覧

No.	建物名称	18	第18区	36	山口事務所	54	蛭川事務所②
1	サーラちゃんボックス(市役所)	19	尾嶋区	37	山口第2町内会	55	21区
2	少年センター(中央公民館)	20	第23区	38	馬籠		
3	サンライフ中津川	21	東18区②	39	坂下総合事務所		
4	桃山公園	22	8区(本町)	40	坂下中学校		
5	第9区	23	山手区	41	上野本郷		
6	第18区	24	共栄区	42	川上事務所		
7	一色区	25	苗木事務所	43	川上小学校		
8	松田区	26	苗木三郷区	44	加子母総合事務所		
9	第16区	27	苗木上並松区	45	加子母保育園		
10	第19区	28	苗木津戸区	46	加子母中学校		
11	銭亀区	29	苗木雇用促進区	47	付知リサイクル資源倉庫		
12	第10区	30	坂本事務所	48	付知		
13	大平区	31	坂本北原一組	49	福岡		
14	第17区	32	茄子川	50	田瀬		
15	第12区	33	落合事務所	51	下野		
16	一式保育園	34	阿木事務所	52	高山		
17	第1区	35	神坂事務所	53	蛭川事務所		

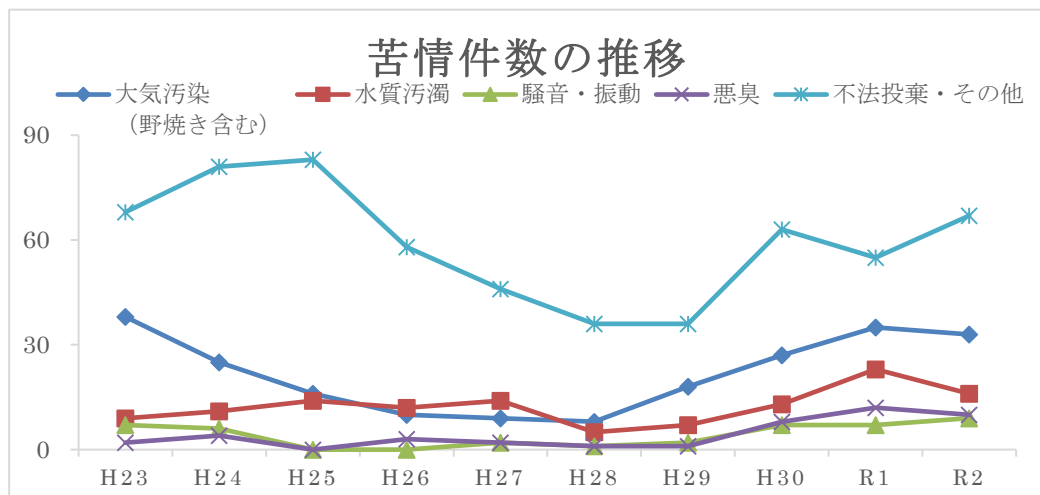
(4) 不法投棄等の苦情処理件数

不法投棄や野外焼却の苦情については、ここ数年減少傾向にありましたが、平成30年度以降は増加しています。

特に野外焼却については、令和元年度に急増しています。これは、違法焼却より例外規定の農作業に伴う焼却への通報が増えており、田畑等から宅地開発した後の定住者（集合住宅を含む。）との地域間コミュニケーションの希薄に伴うものが大半です。また、不法投棄については、ごみステーションでの通報が増えており、ごみの分別方法の周知不足や個人のマナーの問題が考えられます。個人個人の意識啓発を一層促していくことが必要と思われます。

不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄重点地域を中心に不法投棄防止看板を設置し、不法投棄を未然に防ぐことが大切です。また、「地域環境は、地域で守る」ことも大切ですので、区長さんや住みよい環境づくり推進員さんと地域住民との協力体制を強化し、パトロール等を実施していただくことも大切です。

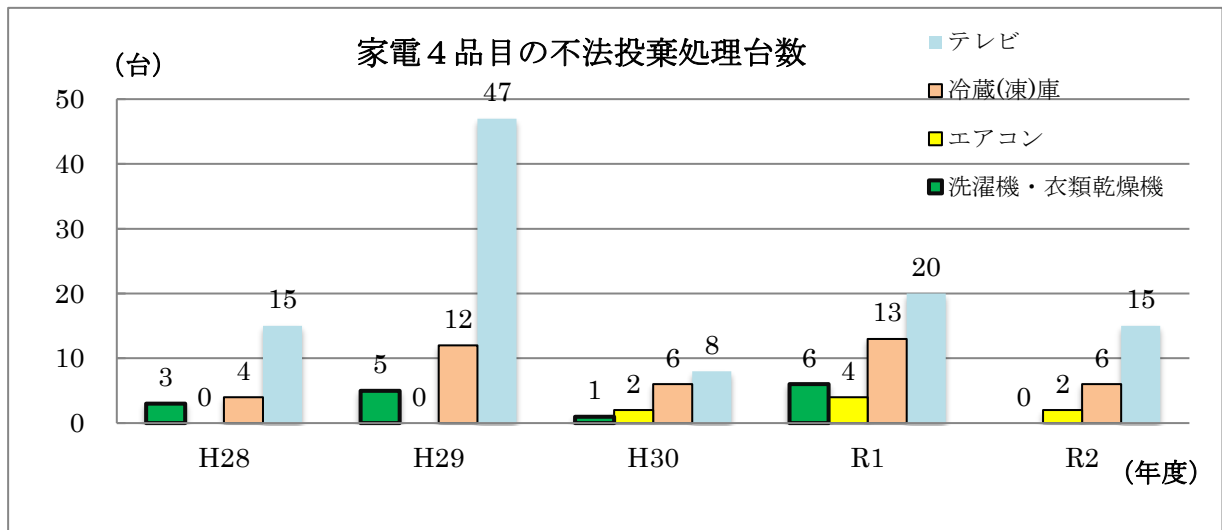
市では、不法投棄の防止と発見した場合の指導等を行うことを目的として、自治会等と連携して移動式監視カメラを一定期間設置する取組みを始めています。



(5) 家電4品目の不法投棄処理件数

平成13年4月1日より、家電リサイクル法が施行され、テレビ（ブラウン管）・冷蔵(凍)庫・エアコン・洗濯機はリサイクルすることが義務付けられました。また、平成21年4月1日より、テレビ（液晶・プラズマ式）及び衣類乾燥機が追加されました。これらを処分するときは、リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。通常の廃棄物とは処理方法が異なるため、不法投棄されることも多く、一つの場所に何台も不法投棄されているケースもあります。

広報等を通じ不法投棄は犯罪であること、また家電リサイクル法について啓発していく必要があります。



(6) し尿処理

① し尿・汚泥処理量

し尿は市域を二分し、旧市地区は衛生センターで、旧恵北地区は恵北衛生センターで処理をしていましたが、新しくできた汚泥処理センターの本格稼働に合わせ、令和元年12月からは全て汚泥処理センターで処理をしています。

し尿・汚泥処理量

(単位：kℓ)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	10,582	10,045	9,599	9,336	8,922
浄化槽汚泥	14,187	13,070	12,901	12,093	11,585
計	24,769	23,115	22,500	21,429	20,507

一般廃棄物実態調査より（令和2年度数値は速報値です）

③ し尿処理事業経費

し尿処理事業経費（建設改良費を除く。）は、令和2年度は、220,403千円で、一人当たりに換算すると2,875円でした。

し尿処理事業経費（建設改良費を除く）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
し尿処理経費（千円）	371,864	350,680	343,077	329,070	220,403	
一人当たりの 処理経費（円）	市	4,748	4,520	4,463	4,313	2,875
	県	2,330	2,386	2,302	2,282	—
	全国	1,466	1,553	1,454	1,464	—

一般廃棄物実態調査より（令和2年度の県、全国数値は、令和4年度に公表予定、中津川市数値は速報値です）